

平成20年第3回防府市議会定例会会議録（その4）

平成20年9月10日（水曜日）

議事日程

平成20年9月10日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（28名）

1番	原 田 洋 介 君	2番	高 砂 朋 子 君
3番	重 川 恭 年 君	4番	山 本 久 江 君
5番	弘 中 正 俊 君	6番	藤 本 和 久 君
7番	河 杉 憲 二 君	8番	松 村 学 君
9番	斉 藤 旭 君	10番	横 田 和 雄 君
11番	深 田 慎 治 君	12番	馬 野 昭 彦 君
13番	大 村 崇 治 君	14番	今 津 誠 一 君
15番	安 藤 二 郎 君	16番	平 田 豊 民 君
17番	木 村 一 彦 君	18番	三 原 昭 治 君
19番	山 根 祐 二 君	20番	伊 藤 央 君
21番	藤 野 文 彦 君	22番	山 下 和 明 君
23番	田 中 健 次 君	24番	中 司 実 君
25番	山 田 如 仙 君	26番	久 保 玄 爾 君
27番	河 村 龍 夫 君	28番	佐 鹿 博 敏 君

欠席議員（1名）

30番 行 重 延 昭 君

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	古谷友二君	産業振興部長	阿部勝正君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	恵藤豊君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山邊勇君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	本廣繁君	消防長	武村一郎君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	安田節夫君
農業委員会事務局長	林國明君	選挙管理委員会事務局長	古谷秀雄君
監査委員事務局長	松吉栄君		

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 吉村和幸君

午前10時 開議

副議長（原田 洋介君） 議長が所用のため、副議長の私がかわって本日の議事の進行をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

副議長（原田 洋介） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。20番、伊藤議員、21番、藤野議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

副議長（原田 洋介君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、これより質問に入ります。最初は23番、田中議員。

〔23番 田中 健次君 登壇〕

23番（田中 健次君） それでは、通告に従って質問をいたします。

最初の質問は行政改革についてであります。「第4次防府市行政改革大綱」の素案がで

き、これに対するパブリックコメント（意見募集）が8月1日から9月1日まで実施をされ、市民の意見を参考に大綱は策定されることになると思います。ところが、この素案を見ると基本的なところで疑問に思うところも多くあり、パブリックコメントを提出しようとも考えましたが、議員である私には議会での一般質問という場も与えられていることから、この場で市のお考えを尋ねたいと思います。

第1は、「第4次防府市行政改革大綱（素案）」の基本的理念がわかりにくいですが、どう考えているのかということについてであります。この素案を見ていくと、まず「第1章改革の必要性」には3つの項がありますが、「1これまでの検証」の項のポイントは「第3次行政改革大綱の前期計画と後期計画を通して約40億円（平成19年度末）の経費を削減するなど多大な効果をあげてきました」という文章に尽きると思われます。次の「2本市の財政状況」の項では、今後の厳しい財政状況が三位一体改革との関連で触れられています。最後の「3更なる改革の必要性」の項でも財政の厳しさが前半で触れられており、財政的な面がここまで強調されています。

この項の後半でようやく「自己決定・自己責任という自治の原点に立った政策立案機能の確立」、あるいは「市民と行政が同じ目的に向かって施策展開を推進」、「相互補完的な環境を築きながら協働によるまちづくり」という言葉が出てきて、このあたりが基本的な理念であると思われます。

しかし、「第2章基本方針」、「第3章改革に取り組む3つの視点」と読み進んでも、「自己決定・自己責任」や、市民との「参画・協働」を推進するためにはどうすればいいのか、私には見えてきません。「第4章改革を進める8つの重点項目」の1から7までは、組織縮小、外部委託等の経費削減についてであります。8番目で「地域協働の推進」が添え物のように出てくるだけであります。

行政改革というからには、これからの行政のあり方をどう改革するのか、どういう方向性を目指すのかという基本的理念を明確に示すべきではないでしょうか。基本的理念が示されないままでコスト削減と言われても職員のやる気は生まれません。そこで改めて、この行政改革素案の基本的理念はどのようなものかお尋ねします。

第2は、「市民の目線に立った」改革とするためには、市民との情報共有が必要だと思えますが、そのための取組項目が欠落しているのではないかと考えています。「市民の目線に立った」という記述がされ、市民の参画・協働が言われております。しかし、参画・協働を進めるためには、その段階に応じて市民との情報共有がなされなければなりません。情報共有の仕方が各課によってばらばらでは困ります。市民との情報共有をどうするのかというガイドラインが必要になると思います。この大綱の取組項目一覧表にはあ

りませんが、取組項目の中に追加すべきではないでしょうか。

第3は、都市内分権を進め、「新たな地域コミュニティ組織」に権限と財政を移譲すべきではないかということです。

「都市内分権」という言葉が全国的な合併論議の際に出てきましたし、それ以前から学校区を福祉のまちづくりの基盤にしている自治体が地域福祉活動に運営費を助成するなどの取り組みが全国で進められてきております。

取組項目の1つに、「地域コミュニティの構築と支援のあり方検討」があります。その取組内容を見ますと、「新たな地域コミュニティ組織」を構築することにより、間を少し抜かしますが「市の助成制度を見直し」とあり、地域への補助金を削減するように思われます。

しかし、これからの行政のあり方を考えると、むしろ権限と財政を地域に移譲していく方向性が必要ではないでしょうか。この点についての市の御見解をお伺いいたします。

第4は、効率化は長期的視野に立ち、また外部効率性をも考慮すべきではないかということです。

防府市は人件費、物件費をはじめとしたコストの削減をいかに効率的に行うかということに重点を置き過ぎているのではないかと思われて仕方がありません。

外部効率性については、ことし3月議会で私なりの提言をさせていただきましたが、これに関して、回答で、「行政の側から見た満足度ではなく、住民の側から見た住民満足度をいかに高めていくかということが今まで以上に必要」と述べられました。

また、目先の効率化に一生懸命になり過ぎ、長期的にはかえってマイナスになることがないのかといった視点で効率化を考えないと、将来取り返しがつかない問題を引き起こすかもしれません。長期的視野に立ち、将来に現れてくるマイナス要因はないのかという長期的な視点、住民の側から見てどうかという外部効率性の視点も、コスト比較の際の参考にする必要があると思います。この点についての御見解をお伺いいたします。

第5は、小学校給食の民間委託を進めるに当たって、保護者等への説明をきちんとすべきではないのかという点であります。

市教育委員会はこの2学期から華城・中関小学校において給食の民間委託を開始しました。続いて来年の4月から、松崎・新田小学校の給食民間委託を進めるための準備経費をこの9月議会に提出しています。8月に開催された教育民生委員会の所管事務調査に提出された資料によれば、議会終了後に学校長、PTA役員、保護者、教職員に順次説明するというスケジュールが示されました。昨年は9月以降に華城・中関小学校のPTA役員、保護者等に一定の説明がされ、12月議会に予算が提案されたのに比べると対照的であり

ます。

当事者である保護者等に対して一定の理解を得て予算を提出するのが筋道ではないでしょうか。この点についての市教育委員会の御見解をお伺いいたします。

第6は、保育所民間移管に向けた三者協議は順調に協議が進んでいるのかということにあります。

保育所民間移管については昨年12月議会の一般質問で取り上げ、また、3月議会では、該当の市立保育所2園を廃止する議案についての質疑等もしてまいりました。4月から2園では、受託法人との合同保育が始まり、円滑な移管とするため、保護者、受託法人、防府市で三者協議会を開催しております。7月の教育民生委員会所管事務調査の時点では、2園とも4月中旬に第1回目の三者協議会を開催されましたが、具体的な協議にまで進んでいないとの報告でした。その後、2回目の協議会を8月に開催するスケジュールになっておりましたが、協議は順調に進んでいるのかお伺いいたします。

大きな2番目の質問は、政策法務についてであります。

「政策法務」とは防府市役所の中ではあまり聞き慣れない言葉ですが、先週末に自治基本条例の市民フォーラムで基調講演をいただいた木佐茂男氏の著書では、「自治体が、すでにある法体系をもとに、より地域の行政ニーズに即した自主的な法システムを積極的に設計・運用すること」と定義され、ここ10年くらいの間にかなりの本が出て、行政関係者に知られてきています。また、政策法務を自治体の課、室、係の名前にする自治体も増えたり、さまざまな独自の条例制定も進んできています。

2000年（平成12年）の地方分権改革によって、自治体法務はこれまでの中央照会型法務から「自主解釈型法務」に変わりつつあると言われていています。

地方自治法の公的解説書とも言える「新版逐条地方自治法」松本英昭著では、第14条の「条例の制定及び罰則」の箇所ですべてのように述べています。少し長くなりますが引用させていただきます。

各地方公共団体が、地方分権の推進の成果をどれだけ活用できるか、また、政策に反映できるかといったことを考えるとき、計画立案、予算編成などと並んで、「政策法務」ということがクローズアップされてきたと言える。つまり、これまでは、地方公共団体における「法務」は、とかく、条例、規則等の立案に際しての法技術的処理、法規の解釈、法規の事務・事業への適用の際の法的な対応、訴訟事務などといったことが中心であり、地方公共団体の政策を形成し、実現するための手段としての自主的かつ積極的な自治立法の定立及び法令の自主的な解釈などといった政策との結びつきが一般的に弱かったと言える。しかし、今日においては、このような「政策法務」が

地方行政における政策形成において、実体的にも手続的にも、極めて重要な課題となってきた。現に、多くの地方公共団体においては、このことについての問題意識が格段に高まってきており、意欲的な取り組みが見られるようになってきた。これらの取り組みの進展とその成果が期待される。

以上であります。

防府市でも、政策法務を市の今後の課題として全庁的に取り組むべきではないかと思いますが、この点についてのお考えをお伺いいたします。

大きな3番目の質問は、通学路のカラー舗装についてであります。通学路のカラー舗装については、既に高砂議員がその意義と効果を取り上げられ、防府市は昨年度から3カ年計画で市内の小学校について、基準を設けてカラー舗装を進めております。高砂議員のほか、重川議員も交通安全対策としてカラー舗装を取り上げられたり、また、私もNHKテレビの「クローズアップ現代」で狭隘道路のカラー舗装や交差点のカラー化など取り上げられ、先進地での取り組みが紹介されたのを見たりして、関心を持っておりました。

既に実施をされたところでは、好意を持って受け入れられていると思います。その結果であろうと思いますが、カラー舗装がなぜ通学路の途中でなくなるのかとの疑問が保護者から寄せられてきています。これは市が事業実施に当たって、通学路を利用する児童数、学校からの距離を基準に置いているためであろうと思います。

来年度で当初の3カ年の計画は完了することとなりますが、現在の基準を緩和し、カラー舗装の区域をさらに拡大すべきではないかと思いますが、御見解をお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） 23番、田中議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、行政改革についての御質問にお答えいたします。

私は今日までの10年間、常に「市民が主役の市政」を念頭に市政を運営してまいりました。その中であって、特に、行政改革を市政の最重要課題と位置づけ、日々が行革という思いで、改善と改革に、鋭意力を注いできたところでございます。

これまで進めてきた第3次行政改革においては、市民の皆様や議員各位の御協力と御理解のおかげで、平成19年度末の累計効果額が約40億円に達するなど、今日までの行財政運営に多大な成果をもたらしたものと確信いたしております。

さて、この第3次の行政改革は県央2市4町の合併協議とほぼ同時に進めてきたもので、これはこれで、まさに転ばぬ先の杖となっておりますが、あの県央合併が成し遂げられておれば、我が防府市の行政も議会も、新市の中で新しい行政改革に入っていたはずでござ

います。しかし、防府市として最大限の譲歩をし、合併協議に当たりましたが、最終的段階で防府市民の立場に立てば、これ以上の譲歩はどうしてもできない状況に立ち至り、結果として単独市政を貫くこととなったところでございます。

今日、合併したそれぞれの市・町では、当然のごとく、必然的な行政改革が行われ、新しい「まちづくり」に取り組んでおられるところでございます。このような中、合併した市・町に勝るとも劣らない防府市であるためには、行政のみの改革には限度があり、議会と行政が一体となって、「聖域なき改革」に取り組んでいくことが極めて大切であると考えております。

また、国の三位一体改革等による交付税の削減は、本市の今までの行政改革の効果をかき消してしまうほどの感があり、「誰もが誇りに思う かけがえのない ふるさと防府市」の実現を目指していく上において、これまで以上に行政と議会の簡素化及び効率化を推進する必要がございます。

そのため、平成13年度から推し進めてきた第3次行政改革をここで一たん整理し、引き続き「行政経営の品質向上」と、「聖域なき行財政改革」を進める「第4次防府市行政改革大綱（素案）」を防府市行政改革委員会の御意見を伺うとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様の御意見をお聞きして、策定しようとしているところでございます。

さて、1点目の「第4次防府市行政改革大綱（素案）」の基本的理念についての御質問でございますが、私の一貫した行政改革の基本的な考えは、地方自治の本旨であります「最小の経費で最大の効果の実現」を第一としております。また、地方分権の進展に対応した自立型の地域社会を実現するため、「市民と行政が一体となり、お互いの役割とその責任を認識しながら活力ある防府市を実現すること」としており、その基本的な考えを基に、「量」、「質」、「参画と協働の推進」の視点で、「安定した行財政運営によるコンパクトで質の高い防府市」のまちづくりを進めてまいります。

次に、第2点目の「市民の目線に立った」改革を進めるための、市民との情報共有に対する取組項目が欠落しているのではないかと御質問でございますが、昨年度より議員の御参加をいただいて開催しております「行政経営品質向上」の取り組みや、「暮れ六つTryあぐるセミナー」を引き続き実施するとともに、本年度、民間企業へ市職員の派遣研修を実施するなど、これまで以上に職員が市民の目線に立った行動や、民間のコスト意識を持った考え方ができるよう努めているところでございます。この職員に対する意識啓発とともに、市民との情報共有は議員同様に、私も大変重要なことだと考えております。

そのため、パブリックコメントで市民の皆様にお示した「第4次行政改革取組項目」

の重点項目「協働の推進」、取組項目名「市民の参画と協働の推進」における推進計画において、市民と行政が情報を共有するための「情報の公開や情報の提供」の仕組みづくりに取り組んでまいります。

なお、この仕組みづくりにおいては、これまで各部署で個々に情報提供の時期や内容を判断しておりましたものを、市として統一的な取り扱いを定めたガイドライン的なものも必要であると考えておりますので、この取り組みの中で検討してまいります。

次に、3点目の都市内分権を進め、新たな地域コミュニティに権限と財政を移譲すべきではないかとの御質問でございますが、御承知のとおり、平成19年8月8日に防府市行政改革委員会に「地域コミュニティの構築と支援のあり方」について諮問し、平成20年2月8日に同委員会からの答申をいただいたところでございます。

その答申の中で、「今後の地域コミュニティ活動の推進については、これまでの地域団体を包括し、地域を代表する新たなコミュニティ組織を構築すること」、また、「地域コミュニティ活動の支援については、各地域で活動する各種団体に対する市の助成制度を見直し、地域の主体性を尊重した支援策を講じること」が強く求められております。

私も、少子・高齢化や情報化が進展し、社会経済状況が変化する中、防犯、防災、環境保全、高齢者や子育て家庭に対する支援など、複雑かつ多様化する地域課題が発生しており、今までのように地域の課題を自治会や個々の地域団体、行政それぞれが個別に対応するには限界があると考えられることから、今後はこれまでの地域団体を包括しつつ、民主的に協議、意思決定を行い、主体的に行動することができる、新たな地域コミュニティ組織を構築する必要があると考えております。

また、これからは地域住民がさまざまな問題に協力して取り組み、一体となった地域づくりを進めていくことが重要になることから、地域の主体性が発揮でき、地域の状況に応じた活動や、特色のある事業に取り組めるような財政支援も必要ではないかと考えております。

そこで、議員御提言の都市内分権についてでございますが、都市内分権とは、例えば長野市で、「地域の課題を迅速かつ効果的に解決するために、地区住民のみなさんが、自分たちの地域は自分たちでつくるという意識を持って活動し、その活動を市が積極的に支援していく仕組みのことをいう」ものとされております。

こうした考え方は、今後、本市が進めようとしている「新たな地域コミュニティ」構想と共通する点も多いのではないかと考えておりますので、参考にさせていただきたいと考えているところであります。

また、「新たな地域コミュニティ」に権限と財政を移譲すべきではないかとの御質問で

ございますが、現在、地方分権改革が進展しつつある中であって、私は、地域が自己決定と自己責任により地域の特色を活かしたまちづくりを行うためには、行政から地域へと地域分権を進めていく必要があります、将来的には新たな地域コミュニティ組織に、まちづくりに関する行財政権限の一部を移譲していくことを視野に入れた取り組みをしていきたいと思っております。

先進地においては権限と財源の一部を地域に譲り、地域住民の手によるまちづくりを推進していこうとするところもございますので、こうした先進地の事例も参考にしながら、本市の「新たな地域コミュニティ」の構築に向けて、今後、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目の効率化は長期的視野に立ち、また、外部効率性をも重視すべきではないかとの御質問でございますが、私は、行政サービスの提供に当たっては、常に、行政の側から見た住民満足度ではなく、住民の側から見た住民満足度をいかに高めていくかという視点が重要であると考えております。今日までそのための職員の意識改革に努めてまいったところでございます。冒頭に申し上げましたが、経営品質向上の取り組みもその1つでありまして、住民本位の立場で考え、行動できるよう、職員の意識改革を行っているところでございます。

議員御提言の長期的視野に立ち、住民の側から見た住民満足度をいかに高めるかという視点は、引き続き推し進める行政改革において重要でありますので、この視点も考慮しつつ改革に取り組んでまいります。

残余の御質問は、各担当部長より答弁いたします。

副議長（原田 洋介君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 私のほうからは、小学校給食の調理等一部業務委託を推進するに当たり、保護者等への説明に関する御質問にお答えします。

議員御案内のとおり、小学校給食の調理等一部業務委託の実施につきましては、本年9月から中関小学校、華城小学校で開始をしたところでございます。この実施にあたり、教育委員会といたしましては、市内の全小学校の保護者へはリーフレットと市広報によりお知らせをし、中関小学校と華城小学校の保護者と教職員へは、学校へお伺いし、より具体的な説明を行いました。

これらの説明を行う中で、いろんな御質問や御意見をいただき、学校給食の調理等一部業務委託に対してどのような疑問や不安を持たれているのかを、直接お聞きすることができましたし、さまざまな御質問に対し、誠意を持ってお答えをさせていただきました。

8月には説明会のみではなく、両校で2回ずつ試食会を開催し、実際に調理した給食

を試食していただき、その感想のアンケートをお願いいたしましたが、好評を得ることができ、9月からの児童への給食も順調にスタートできたところでございます。

しかし、すべての保護者や教職員からの十分な理解が得られているとは言えない面もあることも事実でございます。今後も中関小学校と華城小学校の給食が安全でおいしい給食であると、児童、保護者、教職員から評価をいただけるようさらに努力を続けることが、真の御理解がいただけることにつながると考えております。

また、これから実施を予定している小学校での給食調理等一部業務委託を実施する際の説明等については、中関小学校と華城小学校での経験を活かし、説明方法や説明リーフレットの内容など、説明がよりわかりやすく御理解していただけるようにしたいと考えております。これに加えて、既に給食調理等一部業務委託を実施している華城小学校や中関小学校で、給食の試食会を実施し、実際に味わっていただくことにより、より理解を深めていただくことができるようにしたいとも考えております。

今後も保護者をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力がいただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 私からは、保育所民間移管に向けた三者協議についてお答えいたします。

保育所の円滑な民間移管に向けて、4月から受託法人との合同保育や、保護者、受託法人、市による三者協議会に取り組んでおります。御質問の三者協議会の開催状況ですが、4月と8月に三田尻、西須賀、それぞれの保育所で開催いたしました。協議会では両保育所とも保護者委員が委員長を務めておられ、積極的な意見交換が行われました。

その概略ですが、4月の協議会では、合同保育の方針や体制について協議をいたしました。8月はこれまでの合同保育の実績や行事の様子を説明し、今後の行事等について移管後の取り組みを考慮しながら話し合いを進めてまいりました。保護者の意見をとりまとめるため、保護者委員は打ち合わせやアンケート等を主体的に実施されており、それぞれの課題について受託法人や市と意見交換をいたしております。

今後でございますが、11月と1月に三者協議会を開催する予定であり、保護者の意向をとりまとめ、最終的に覚書を交わしていきたいと考えております。また、保護者説明会は、工事に関する説明と覚書についてそれぞれ開催するように計画しておりますが、保護者からの要望があれば、その都度開催いたしてまいります。

引き続き、保護者の意見を尊重しながら、円滑な民間移管が行われるよう取り組んで

まいります。

副議長（原田 洋介君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 丁寧ないろいろお答えいただきました。少し前向きに取り組まれるという部分もかなりあるというふうな感想を持ちましたので、その部分については補足的な要望のみ申し上げたいと思います。

基本理念のところのわかりにくいところについて、市長からそれなりにお答えいただきました。ただ、私の感想とすれば、市長が言われた中の「最小の経費で最大の効果を上げる」と。これは市長の立場としては当然ではありますけれども、やはりそこにちょっと重点を置き過ぎているのではないかという感じがいたしますので、この点は感想として申し上げておきます。

それから、市民との情報共有については、今後そういった仕組みづくり、統一的ガイドラインを検討するというところでありますので、ぜひそういったものが早期にできるようにお願いをしたいと思います。

それから、都市内分権と地域コミュニティについて前向きな、そういったものを考えていきたいという答弁をいただきましてありがたく思います。ただ、一つ気になるのは、国が地方分権改革をした時に、財源なき権限移譲だったわけです。財源なき権限移譲で、その財源を与えるはずの三位一体改革が、財源をとってしまう改革であったということで、この辺については、ぜひ、財政をどういうふうにしていくのか。

昨日の一般質問で大村議員からごみの自主搬入の問題が出されておりましたけれども、ごみの自主搬入、防府では古いわけですがけれども、これは今日の視点で見れば、市民の参加と協働ですね。そういった形の視点で見て、やはりいろいろ地域に対して移譲をするべきところはすると。示されております大綱は、何となく地域への補助金を削るようなふうにし、私には見えませんので、この辺について、国の三位一体改革と同じことを防府市がしないように、ぜひお願いをしておきたいと思います。

それから、効率化と長期的な視野という問題について、私の質問に対して、それを取り入れていただくような御回答でもあったわけですがけれども、防府市がここ1年、2年していることについて、私なりの目で見るとやや疑問にも思うことがあるわけです。そういった中で、たまたま読んだ本ですが、「「食い逃げされてもバイトは雇うな」なんて大間違い」と、光文社新書という新書版で山田真哉という方が書かれておりますが、これは会計学の本で「さおだけ屋はなぜ潰れないのか？」という160万部のベストセラーになった本のシリーズの3冊目、最後の分ということですがけれども、この中で第3章に「「食い逃げされてもバイトは雇うな」なんて大間違い 効率化の失敗」という章があります。

なかなか示唆に富むところがあるわけでありましてけれども、その中の章の下に項目の名前がついておりますが、「いかに少ないお金で最大の効果をあげられるか」という項目がありますが、こんなふうにちょっと書いてあります。「会計人はお金に対してきわめて合理的な考え方を持っています。つまり、「いかに少ないお金で最大の効果をあげることができるか」ということについて、いつも思考をめぐらしている」と。そして「ケチ」「守銭奴」「冷酷」と呼ばれることもありますが、彼らには、そんな悪評にかまっている暇はありません。彼らは合理的にコストカットし、合理的にお金を使い、合理的に回収することに、なによりも喜びを感じている……」と。そして「会計人のこの合理的な思考がひとたびビジネスの世界に反映されると、それは「効率化」と呼ばれる行動に結びつきます。効率化とは「ムラやムダをできるかぎりなくし、効率よくものごと（仕事）を進めること」をいいますが、現在のビジネスの世界では、非常にこの効率化がもてはやされています。効率化を最重視する企業は、「守銭奴」などと非難されることはありません。むしろ「筋肉質」などと称賛されるのです」、まず、最初にこういうふうに書いてあります。

次の「効率化コンサルタントの結末」という項があって、「効率化において大事なのは、まず改善すべきムラ・ムダを把握すること、もしくは状況を一変させるアイデアが先に存在していることです。つまり、事前にそれなりの準備が必要です。ところが世間では、準備抜きで最初から効率化ありきの行動が見られます。「効率化のために人員を5人から2人に削減します」「予算が1億円から5000万円に減ります。しかし、規模は縮小したくないので効率化で対処してください」、ムラやムダを把握してはじめて効率化が行えるのに、なにも把握せずに人員や予算が減らされれば、ムラ・ムダならぬムリが生じてしまいます」ということで、1つの例が挙げてあります。

「チェーン店を展開する飲食業の社長が経営に行き詰まったため、コンサルタントに相談しました。すると、そのコンサルタントは即座に、「効率化さえすればどんな会社でも立ち直ります」といい、社長は彼に経営再建を託しました。さっそく彼は、従業員に希望退職を募ってベテランを中心に人員削減し、店舗も黒字を出しているお店だけを残して、50店から25店に減らしました。つまり、給料の安い若手と黒字のお店だけを残すという効率化を行ったのです。ところが、つぎの年はかろうじて黒字になりましたが、結局、そのつぎの年からは大幅な赤字になってしまい、経営はもとの状態より悪くなってしまいました」。少し抜かしますが「原因は仕入れ費用の増大にありました。つまり、50店舗の大量仕入れだからこそ、これまで安く仕入れられていたのが、25店舗になってしまったため、取引先への価格交渉力が半減してしまったのです。また、ベテランの仕入れ担当者も多く辞めてしまったので、交渉もうまくいけなくなりました。形だけの効率化、すな

わち「25店舗に減らせば立て直せる」という机上の数字が、かえって会社の力を弱めてしまったのです。人件費の高いベテラン層をリストラし、赤字のお店を潰すという安易な効率化は、ムラやムダを正確に把握したものではありませんでした。また、アイデアとしても最悪に近いものです。準備された効率化は人や会社を豊かにしますが、準備なき効率化は人や会社を疲弊させるだけなのです。「効率化の失敗」ということで、もう1つ次の例がありますが、これは省略します。

「目先の利益」か、「長期的な利益」か」という項目で、「これら効率化の失敗例は、いずれも「目先の利益にとらわれて長期的な利益を失う」という話です。会計的な考え方をする経営者ほど、このように目先の利益を追いがちです」と、そして、現状の会計制度では3カ月ごとに決算書だとか、そういう形のもので示されているということがあります。「目先の利益をますます意識せざるをえない環境になりつつあります」と。それから、「成果主義の導入によって、すぐに結果（数字）の出る、短期的で簡単な仕事しかしなくなるサラリーマンの例もあります」と。こんなことも成果主義の1つの問題点として言うております。「個人にしる会社にしろ、たいして考えもせずに目先の利益を追ってしまうと、あとになって自分（自社）の行動を縛ることになりかねないのです」。少し飛ばして終わりのほうにいけますが、「会計的な行動」と「非会計的な行動」という形で、ビジネスの問題を言っています。今言った効率的な問題は、会計的な行動なわけです。

しかし、この本の題名にもなっている「食い逃げされてもバイトは雇うな」というのは、これは会計的な行動なわけです。バイトの人を頼むのと、食い逃げでその分の料金が回収されないのを比べると、バイト代を出すほうが高つくという計算を会計的にはするわけでありまして。しかし、そのバイトは雇わないというのは、そういう会計的な行動ですけれども、ビジネスの難しいところは会計的な判断が必ずしも正解とはならない。「お客様の回転数を増やす」、「少数の社員にたくさん働かせる」、「商品を絞って販売する」という効率重視の会計的な行動が経営を不安定にしたように、「バイトは雇わない」という行動も経営を不安定にする可能性がある」と。「その不安定要素を取り除くために、食い逃げの多いラーメン屋も、効率の悪い「非会計的な行動」をとらざるをえなくなるかもしれない」。長い目で見ると、「食い逃げされてもバイトは雇うな」が必ずしも正解とは言えないと、こんなことがこの本に書いてあります。

ちょっとこの本を読みまして、防府市が言っている効率化というのは、非常に会計的な行動に偏り過ぎているのではないかと、こういう印象を持ちましたので紹介をさせていただきたいと思います。

それで、以下、ちょっと再質問をしたいと思うのですけれども、1つは給食の問題につ

いてですが、先ほどの御答弁、山邊教育次長がその部署につかれて4月以降の話をされたのだと思うのですが、去年は華城と中関小学校については9月段階からPTAだとか、そういった役員に対して学校だとかに説明をして、12月議会で予算を提出するということがされたのに、今回はそういう説明は議案を提出して、それからするというのは逆の話ではないかということについてどういうお考えをお持ちなのか。この辺は先ほどの市民との情報共有のガイドラインがないということの1つの反映になるかもしれませんが、1つの課で、去年とことしと対応が違うというのもおかしな話で、この辺についてもう一度明確な回答をお願いします。

それからもう1つは、その説明の際に、職員体制について。これは議案の質疑の中でもちょっと出ましたが、華城・中関小学校は管理栄養士、栄養士、調理師というふうな職員体制にしていたわけです。ところが松崎・新田小学校では、所管事務調査の答弁では、管理栄養士を置かないで、栄養士、調理師、調理師という職員体制になると。この点についても保護者に十分説明しなければいけないと思いますが、この点についてどう考えられているのか、きちっと説明するということであるのかどうか、お伺いします。

それから、8月の所管事務調査で松崎、新田は栄養士、調理師、調理師という職員体制だというあれがありましたが、その前の5月の所管事務調査の時には、これは基本的に管理栄養士、栄養士、調理師でいくという説明がされて、それでそれに基づいた直営と委託する場合の委託経費の比較表が出されています。そうすると、これは5月と8月でどうして変わるのか、この点についてもちょっと明確に御回答をお願いしたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） お答えいたします。私どもは、調理等一部業務委託を進めるに当たりまして、市民の皆様や議会の皆様に御説明をし、また、御意見を伺いながらこれを真摯に受けとめ、検討や勉強をしながら、改めるところは改めてやってまいったものでございます。

お尋ねの説明会の件でございますけど、市内の全小学校の保護者の皆様方にはリーフレットで基本的な考え方をお伝えしております。また、市民の皆様には市広報により、また基本的な考え方をお伝えしており、一定の御理解を得ていると思います。したがって今後の実施校につきましては、まずは議会の御理解を得て、具体的な説明をしてまいりたいというふうに考えております。なお、説明にあたりましては、先ほどお答えいたしましたように、中関や華城小学校におきまして、どのような疑問や不安を持たれているかということをご直接聞いております。また、どのようにお答えすれば理解していただけるかも経験をいたしましたので、この経験を踏まえて御説明すれば御理解いただけるというふうに

考えております。

それから、第2点目の職員の配置の件でございます。議員のおっしゃるとおり、我々は当初9月から開始する華城小、中関小学校につきましては、業務責任者につきましては、給食センターは管理栄養士としていたことなどから、小学校給食の場合も業務の責任者は管理栄養士としたほうがいいというふうに判断し、要求基準でもそのようにしました。この要求基準で業者選定ということで募集をいたしました。業者の方につきましては、説明会には7者の方が参加されたのですが、結果的には応募の業者が1者ということになりました。私どもといたしましては、その理由について教育委員会としても検討いたしました。これは正式に業者の方に聞いたものではございませんけど、その中で、管理栄養士で大量調理業務の経験3年を要する職員の採用というのが大変難しかったと。また、それに関連するのですが、9月からの職員採用、いわゆる年度途中でございますけど、この難しさもあったというような状況のようでした。

そこで私どもとすれば、今後、安定した形で業者を募集・選定すべきだというふうに考えたところでございます。そこで、業務委託を開始するに当たりまして、他市の状況につきましても一生懸命調べたのですが、改めて配置基準について他市がどのようにしているかということ調べさせていただきました。そこで11団体について調べたのですが、まず、管理栄養士または栄養士、もしくは調理師という募集が1団体でございました。栄養士または調理師が8自治体、それから調理師のみが2自治体でございました。管理栄養士を指定しているものは、我々の調べる範囲では、ございませんでした。これらの団体に聞きますと、安全で安定した給食が提供されているという状況でございます。

そこで、安定した形で募集を行い、選定するには、食数によっては管理栄養士ではなく、栄養士を指定することに変更しても安全面でも十分に対応できるのではないかというふうに我々としても判断をいたしました。そこで、給食センターのように大量の調理をする施設につきましては、管理栄養士のままがいいと考え、それでは何食を基準にするのかということを検討してまいりました。

管理栄養士の配置につきましては、健康増進法に規定がされております。この健康増進法によりますと、1回300食以上または1日750食以上の食事を提供する施設で、県知事が指定した施設については必置義務がなされております。これで尋ねてみますと、市内では医療施設が指定されているのみだそうでございます。したがって、給食施設は指定はされておられませんので、管理栄養士の配置が義務づけられているものではございません。

したがって、教育委員会といたしましては、業務委託に当たって管理栄養士を置く

基準を、これらのことを参考に1日750食以上としたものでございます。しかしながら、750食以下の学校給食の業務責任者が栄養士になったとしても、他の自治体と比較いたしましても、同等またはそれ以上の基準でございますので、安全面には不安はないと、教育委員会としては思っております。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 時間がないので、もう問題点だけにとどめますけれども、1つは、そういった募集のあり方の中で難しいからといって基準を変えるということがどうなのか。防府市ではまだ、これに基づく給食が9月から始まったばかりなわけです。やはり、それがうまくいくのかどうかということをしちっと見極めて、それもなしに基準をそういう形で変えるというのが問題があるのを1点指摘しておきたいと思います。

それからもう1つは、同一メニューを1回300食以上または1日750食以上というのが、大量調理施設衛生管理マニュアルという厚生労働省がつくっているマニュアルでありますけれども、同一メニューを1回300食以上または1日750食以上というのは、これは福祉施設などもひっくるめて、朝・昼・晩、食事を出すところもひっくるめての基準だからこういう書き方がしてあるわけです。そういうことであれば、この基準を考えて1つの線引きをするのであれば、学校給食の場合には、同一メニューを1回300食以上つくるわけですから、300で基準をしくべきではないかと、こういうことを申し上げておきます。

それから保育所の民間移管については、そういう形で協議が進んでおれば、保護者が委員長になっているということですから、委員長が協議会を開催できるという権限もあるということですので、ぜひその辺、委員長が協議会を開催したいというときには、積極的に回数を増やされて、順調な協議が進むことを要望しておきたいと思います。

次、お願いします。

副議長（原田 洋介君） 続いて、政策法務について、総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、政策法務についての御質問にお答えをいたします。

地方分権改革が進展し、自主・自立的な行政運営の必要性が叫ばれておる中、地方自治体の実情に即した行政課題の解決を図るため、条例等の自主制定、法令等の解釈、訴訟を通じてみずからの政策の正当性を主張する争訟法務など、いわゆる政策法務が求められております。

本市では行政における法制執務の拡充が必要であるとの考えの下、これは制度的なもの

ですが、平成6年度には総務課文書係を法令係に改め、また平成9年度には総務課に訴訟担当を配置して、顧問弁護士による法律相談を開始いたしました。平成10年度には文書取扱主任を係長級から課長補佐級へ格上げするなど、庁内の組織強化と職員の法務能力の向上を図ってきたところでございます。

これらのことによりまして、本市の行政課題の解決を図るための政策条例といたしましては、「防府市佐波川清流保全条例」、あるいは「防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例」、「防府市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」等々を自主制定するなど、成果を上げてきていると考えております。

しかしながら、現在、さらに地方分権が進展しており、自治体が地域特性を活かした計画に基づく政策を展開するに当たっては、職員の政策形成能力や創造的な能力、法務能力等の一層の向上が必要となっております。

したがって、既存の法令を学ぶことはもとより、整合性を持った制定能力、柔軟な法令解釈能力といった政策法務能力が備わった職員を育成していかなければなりません。今後、各部署との連携を密にした法的知識情報の共有化を図りながら、庁内の文書取扱主任制度の今以上の充実と講習会、研究会、プロジェクトチーム等で、職員の政策法務能力の向上に努め、地方分権による権限移譲、あるいは規制緩和による制度改正に起因する法改正等に即時に対応し、客観的な見地から法令・制度を理解した上で、事務事業の処理方法の変更、再構築等を適切に行える体制としたいというふうに考えております。

以上であります。

副議長（原田 洋介君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） インターネットの検索サイトで、政策法務課というのを入力して検索すると、私が検索したのはグーグルですけれども、20万件以上の件数がヒットしましたけれども、頭の50件ぐらいしか見ませんでしたけど、政策法務課という課ができているところが、その中で国分寺市、東村山市、三鷹市、静岡市、浜松市、茨木市、八尾市、岡山市です。それから、政策法務室ができてるのが我孫子市、それから係、係になるとなかなか検索しにくいのですが、政策法務係、これは広島県の廿日市市がこういう係をつくっております。

それで、あと、特徴的なものとして係の、課の仕事ということの中で、政策法務課の仕事ということで、先ほど総務部長が言われたように、これは東村山市のホームページですが、「平成7年7月の「地方分権推進法」の成立により、主役が地方へと移り、そのために地方公共団体の自己責任も重くなり、条例によって自らの政策に法的根拠を持たせる立法機能の強化が不可欠になってきました」と。そういうことで、平成9年に政策法務課が

スタートしたという、こんなことが書いてあったりします。それから、課はありませんが、横須賀市は政策法務委員会というのをつくっております。それで、法規担当のほかに政策法務担当がおって、法律とのそういう整合性のほかに、その中に政策案件があるかどうかということ、市の職員の委員会で検討するということがあります。

それから、進んでいるなと思いましたが、静岡市は政策法務推進計画というのを策定しております。策定したのはことしの3月ですから、できて、今スタートしたばかりなわけですけれども、そういう形で全庁にそういった職員を置く体制をつくるということをされております。この辺をぜひ参考にして、防府市も取り組んでいただきたい。今の法令係を政策法務係にするということが、まずスタートだろうと思うのですが、その辺、よろしくお愿いしたいと思います。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 通学路のカラー舗装について、土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） カラー舗装の区域の拡大についてお答えいたします。

防府市では登下校時の児童の交通安全を図るため、平成19年度より3年計画で、16小学校、通学区域の通学路のカラー舗装を実施し、車道と歩道との明確化を行っているところです。

舗装範囲の拡大につきましては、市民の方々から要望が多く寄せられているため、21年度以降舗装範囲の拡大について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 21年度以降、検討するということですが、今が2年目で21年度に残りの小学校区についてするような形になると思います。そこで、お願いするわけですが、そういったものを検討するのであれば、できれば早期に検討して、21年度にカラー舗装を実施する小学校区については、その緩和された基準に基づいてやらないか、当然、事業費は増えるわけですが、また何年か先に延長するというのを考えれば、これは非常に全体的なトータルな予算を考えれば、管理費だとか、それから事務費だとか、そういったものが削減できるわけですから、ぜひそういうことを前向きに検討いただければ、行政改革による効率化になると思いますので、提言申し上げて、私の質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） 以上で、23番、田中議員の質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） 次は、19番、山根議員。

〔19番 山根 祐二君 登壇〕

19番（山根 祐二君） 公明党の山根でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

まず最初に、ふるさと納税推進についてでございます。

本年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されました。これにより、個人住民税の寄附金税制が拡充されました。ふるさとに貢献したい、応援したいという思いを生かすことができるよう導入されたものです。

寄附する先は、居住地以外のふるさとや応援したい自治体を自由に選び寄附すると、寄附金のうち5,000円を超える金額について、居住地の個人住民税と所得税が軽減されるものです。この制度を利用した寄附の獲得に向け、全国の自治体はさまざまなメニューを用意しているようです。

福井県はホームページに、県内市町との共同サイトを開設し、県知事、市町長による推進協議会を設け、力を入れております。6月末で75件、計約584万円の申し込みがあったそうです。鹿児島県は6月から東京と大阪の事務所にふるさと納税課を設け、県人会の会合などを訪れ、寄附を呼びかけています。6月までに81件、約402万円の申し込みがありました。また、用途を明示して寄附を募る自治体もあります。鳥取県は、県こども未来基金を創設し、次世代を担う子どもたちへの投資を呼びかけています。福島県は、県出身の有名人がホームページの動画で郷土の魅力を語りかけ応援を求めています。寄附へのお礼を用意するところもあります。出雲市は、5,000円を超える寄附者全員に地酒セットや海の幸干物セットなど、特産品を進呈します。それぞれふるさとを思い出していただくいい機会になることでしょう。

それでは、質問をいたします。

1番目、ふるさと納税を求める活動、募集方法はどのようになっているのか。2番目、申し込み件数、寄附メニュー選定、金額はどうか。3番目、ホームページで寄附金の累計額と使い道を公表してはどうか。4番目、今後の啓発活動について、どのように考えているのか。以上、お答え願います。

次に、ジェネリック医薬品普及促進についてお尋ねいたします。

ジェネリック医薬品と呼ばれる後発医薬品は、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後、厚生労働大臣の承認を得て別の会社が同じ有効成分、効能でつくった薬であります。研究開発費がかからないため、価格は新薬に比べて2割から7割となり格安であります。

国は、平成19年10月に後発医薬品の安心使用促進アクションプログラムを掲げ、国

及び関係者が行うべき取り組みを示しました。それによりますと、平成24年までに、後発医薬品の数量シェアを30%（これは現状から倍増）以上にするという目標達成に向け、1. 安定供給、2. 品質確保、3. 後発品メーカーによる情報提供、4. 使用促進に係る環境整備、5. 医療保険制度上の事項、以上5項目を明らかにしました。また、平成20年4月時点でのそれについての、国、薬品メーカーの実施状況について発表しております。このように医療費削減に向けて、国もジェネリック医薬品普及の推進をしておるところであります。

さて、広島県呉市は、7月から国民健康保険の加入者に対し、新薬と同じ成分・効能で値段も安いジェネリック医薬品に切りかえた場合に削減できる金額を示した通知書の発送を始めました。呉市では、国保加入者1人当たりの医療費が年々増え続けており、2005年度で、全国平均38万6,000円を16万円以上上回る、55万6,000円。地域差指数は、2008年度に1.244に達する見込みとなったそうです。見込みどおりになると、呉市では年間4,000万円から5,000万円を一般会計から繰り入れなければならず、そこでジェネリック医薬品の普及で医療費を抑えようと、このジェネリック医薬品使用通知サービスを始めました。通知書には、薬ごとに単価・数量・薬代・ジェネリック医薬品に切りかえた場合の削減額が記載されております。そこで、お尋ねいたします。

1、本市の国民健康保険加入者数、加入者1人当たりの医療費の額、また、市全体の医療費の地域差指数は幾らでしょうか。2番目、診療報酬明細書の中で薬代が高額な人に対しジェネリック医薬品に切りかえた場合の削減額をお知らせしてはどうでしょうか。以上、お答え願います。

3番目の質問です。高齢者賃貸住宅入居支援についてお尋ねいたします。

本市では、市営住宅入居を希望し、何度も応募しながらも入居できない方々が多くいらっしゃいます。市営住宅の耐用年数が経過し、建替え、住みかえ事業を行っておりますので、この方々の住宅確保も必要であり、一般の市民に向けた市営住宅入居募集できるものは少なくなっているようです。一方、本市では、一般民間賃貸住宅の建築は非常に多く、目を見張るものがあります。そのせいか、民間賃貸住宅は古いものを中心に空きが目立っております。家主側も入居促進のため、家賃値下げやリフォームなど努力をされています。しかしながら、家主としましては高齢者のひとり暮らしやひとり親世帯、障害者世帯などの入居に対しては多くの方が不安を持っていらっしゃいます。身内がいない、保証人がいないなどの理由で入居を拒絶される場合もあるようです。

東京都杉並区で実施しております事業に、高齢者等入居支援事業があります。この事業は保証人がいないために民間住宅の賃貸借契約を結べない高齢者の債務保証を仲介するこ

とが柱です。2008年4月からは、高齢者に加え、障害者世帯、ひとり親家庭などにも対象が広がりました。この事業は民間保証会社の保証を取りつけることで賃貸借契約をスムーズに結べるようにしています。このほか、職員がひとり暮らしをする高齢者の安否を電話で確認するサービスも行っています。また、高年齢世帯の利用できるサービスとして、葬儀や既存家財等の撤去があります。賃貸人の不安を除き、入居希望者の支援となります。

そこで質問ですが、1.入居希望者に民間保証会社の保証を取りつけ、保証料を市が助成してはどうか。2.条件により入居者の死亡時の葬儀及び残存家具の処分を市で代行してはどうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） 19番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、ふるさと納税推進についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のふるさと納税を求める活動、募集方法はどうかという御質問でございますが、議員御案内のとおり、ふるさと納税制度を盛り込んだ地方税制改正により寄附金税制の見直しがされ、地方公共団体に対する寄附金については一定の限度額まで所得税と住民税を合わせて控除されることとなりました。これにより、ふるさとを離れている皆さんの「ふるさとのために何かしたい」、「ふるさとに貢献したい」、「ふるさとを応援したい」という思いを寄附金という形で届けていただきやすくなりました。

このふるさと納税制度の開始に伴い、防府市といたしましても多くの方々から応援をいただきたいという思いで、6月1日に市のホームページ上に「ふるさと防府応援ページ」を開設いたしました。この中で、ふるさと納税制度の仕組みや寄附の申込方法などをお知らせするとともに、寄附される方に寄附金の使い道を選んでいただけるよう、市の主要事業などを紹介しているところでございます。

なお、5,000円以上の寄附をされた方には、感謝の気持ちとして、防府市出身の自由律俳人・種田山頭火の、ふるさとにちなんだ俳句入りのオリジナルクオカードをお贈りする予定にしております。また、ホームページのほかにもパンフレットを作成し、さまざまな機会をとらえて配布したり、高等学校の同窓会誌にふるさと納税制度の記事を掲載していただいたりと、PRに努めているところであります。

私も7月上旬に市長会で上京した折に、東京及びその近郊にお住まいの防府市出身の皆さんにお集まりをいただき、ふるさと納税制度の趣旨を御説明し、その場で寄附のお申し出もいただいたところでございます。

また、市広報の8月15日号の市長メッセージの欄では、市民の皆さんに対しまして、全国の親戚・知人・友人にもぜひ呼びかけをいただきたいというお願いをいたしましたところでもございます。

職員も同窓生や全国の知人らに積極的にPRするために、制度の概要や現在の市の取り組みへの理解を深めるための勉強会、暮れ六つTryあぐるセミナーを企画し、2回の開催で約130名の職員が参加しております。

早速、全国各地の高等学校時代の同級生に、ふるさと納税をお願いするためにパンフレットを同級生に送ったり、盆に市内で開かれた同窓会で帰省中の同級生に直接ふるさと納税のお願いをしたりと、職員も全国から多くの応援をいただけるよう取り組んでいるところでございます。

次に、2点目の申込件数、寄附メニューの選定、金額はどうかという御質問でございますが、昨日9月9日現在、32件、97万9,000円の寄附の申し出をいただいております。

寄附のメニュー別では、「“元気”に住める環境づくり」が2件15万円、「“元気”が育つひとづくり」が7件22万円、「“元気”を支えるぬくもりづくり」が6件25万5,000円、「“元気”を生み出すものづくり」が1件5,000円、「“元気”がにぎわう街づくり」が1件1万円。そして、「市長おまかせコース」が15件33万9,000円となっております。なお、寄附の申し出をされた方は、1都2府8県に及んでおります。

次に3点目の、ホームページ上で寄附金の累計額と使い道選択数を公開してはどうかとの御質問でございますが、議員御提案のとおり、ホームページでの報告をしていきたいと考えております。

最後に4点目の、今後の啓発活動についての御質問でございますが、まずはこのふるさと納税制度を1人でも多くの人に知っていただくということが重要でございます。その有効な手段となっているのがホームページでございますが、現在のホームページはパソコンでしか閲覧できませんので、携帯端末から閲覧できるホームページを開設することも検討しております。また、東京や大阪などで開催される同窓会や、その他の会合等でのPRや、同窓会誌へ掲載依頼等も引き続き行ってまいりたいと考えております。

今後もこのふるさと納税制度を有効に活用して、できるだけ多くの方々から応援していただくために、あらゆる機会をとらえて積極的な啓発活動、広報活動を展開してまいりますので、議員の皆様にも制度の趣旨を御理解いただき、全国の同窓生や友人、知人の皆様へPRなど、ふるさと防府に多くの応援をいただけるよう、御支援方、御協力方よろしくお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、生活環境部長、健康福祉部長より答弁いたします。

副議長（原田 洋介君） 19番、山根議員。

19番（山根 祐二君） 詳しい説明をいただきまして、ありがとうございます。

ふるさと納税制度というのは、地方間の格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対しての格差是正を推進するという新構想として2006年に福井県知事が提言したのが発端というふうに言われております。

先ほど市長が答弁の中で言われたように、本市の場合、ホームページ上でその使い道のメニューを選べるというようにしてあるのは、非常にいいアイデアではないかなというふうに思っております。自分が寄附したお金がどのように使われていくかと。これは実際に使われるのは、今後のこととなるわけですけれども、これはやはり興味のあることで、皆さん、関心を持たれるので、そういった情報も公開していくということは、今後、必要になると思います。

答弁の中で、寄附をされた方々に対しては山頭火のクオカードを配布する予定であるというお話がありましたけれども、県内の他市の状況というのがわかれば、ちょっと教えていただきたいと思っております。

副議長（原田 洋介君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、お答えいたします。

まず、クオカードについてでございますが、他の自治体では寄附された方々に高額の特産品を送るところもございますが、防府市ではこのふるさと納税制度の本来の趣旨にかんがみ、感謝の気持ちとして心のこもったということで、防府市出身の種田山頭火の句入りのオリジナルクオカードを制作しようということでありまして。

クオカードの金額は500円であります。その俳句の選定に当たりましては、山頭火のたくさんございます句の中でも、ふるさと納税ということでございますので、ふるさとにちなんだ句にしたいというふうに、今、考えております。調べてみましたら、「ふるさと」という言葉が入っている山頭火の句は、市内の句碑でも10個以上あるということですので、できれば毎年違う句を使って、シリーズとして続けていくことができれば、そうすれば、継続的に毎年それをいただけるということになれば、寄附もいただけるのではないかと考えておるところであります。

それから、他市の状況ですが、他市の品物ですね……。例でございますが、萩市では、御存じかと思いますが、1万円以上の寄附者に5,000円相当の記念品ということで、萩焼、夏みかん等の特産品、こういったものを用意していらっしゃる。あるいは出雲市ですが、これも5,000円以上の寄附者に対して焼酎とか地酒セット。それから、松山

市におかれましては、同じく5,000円以上の寄附者に温泉の入浴券、あるいはロープウェイの無料券、こういったものを差し上げるということを、今聞いております。

以上であります。

副議長（原田 洋介君） 19番、山根議員。

19番（山根 祐二君） ありがとうございます。他市もさまざまな工夫を凝らして、このふるさと納税推進に取り組もうという姿勢が、今、総務部長のほうから示されたわけです。防府市におきましても、先ほど市長の答弁にありましたように、ホームページ開設、それから同窓会誌などの掲載、市長みずから東京の会合での説明、あるいは職員による呼びかけ、パンフの手渡しなど、さまざまな場で、告知・広報に努めていらっしゃるということがわかりましたので、非常にいいことだなというふうに思っております。

山口県の平生町では、ふるさとを離れて遠くに住む人々に向けて、懐かしい郷里の風景や催しなどを盛り込んだ情報紙「平生ファン倶楽部通信」というものを創刊したそうです。インターネットを活用しない年配者の方のために、親しみやすいペーパーの情報紙を出すことにしたそうです。防府市、先ほど携帯のホームページなどもいろいろ考えていらっしゃるようですが、例えば、防府山頭火クラブとか、こういうのを創立、創刊されるというのも考えてみてはどうでしょうか。

今後のこの制度の動向を見ながらではありますが、さらに積極的に取り組んでいかれるということを切望して、この項は終わりたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） ちょっとお尋ねではないですけど、ちょっと宣伝をさせていただきますと、先ほど答弁の中で申し上げましたパンフレットは、こういったものをつくっております。中に詳細を全部説明書きとして記載をいたしておりますので、先ほど市長のほうからも、答弁にありましたように、議員の皆様も友人等にできるだけ御協力をお願いをさせていただきたいということで、議会事務局のほうにパンフレット等は置かしていただきたいと思いますというふうに思っておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

副議長（原田 洋介君） それでは、ジェネリック医薬品普及推進について、生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） それでは、ジェネリック医薬品普及推進についてでございますが、まず、本市の国民健康保険加入者数、加入者1人当たりの医療費の額、また市全体の医療費の地域差指数は幾らかについて、お答えいたします。

国民健康保険被保険者数につきましては、平成20年3月31日現在で4万1,577人。直近の平成20年7月31日現在で、2万8,683人でございます。

被保険者数が大きく減少しておりますのは、75歳以上の被保険者が本年4月から制度が施行された後期高齢者医療制度への移行等があったためでございます。また、国民健康保険被保険者1人当たりの医療費につきましては、平成19年度は49万2,972円でございます。

さらに地域差指数でございますが、これは年齢階層ごとに全国平均1人当たりの給付費に当該市町村の被保険者数を乗じて算出した額の合計である基準給付費に対する実績給付費の比率のことで、全国平均を1といたしまして、本市の平成19年度地域差指数は1.084でございます。

次に、診療報酬明細書の中で薬代が高額な人に対し、ジェネリック医薬品に切りかえた場合の削減額をお知らせしてはどうかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、薬剤をジェネリック医薬品にかえれば、医療費の削減につながることは否めない事実でございます。そのため、国は医療関係者や国民に対し、ジェネリック医薬品の使用促進をしております。

本市といたしましては、病気の症状については人さまざまで、複数あるジェネリック医薬品のうち、どのジェネリック医薬品が先発医薬品に該当するかを特定することは極めて困難であり、仮に該当医薬品が特定できても、ジェネリック医薬品に切りかえた場合、薬の飲み合わせ等の問題もありますので、医薬品の特定については、医師、薬剤師の裁量権のもとに判断されるべきものと考えます。

したがって、被保険者には、医師と患者との信頼関係に基づき、医師の示した処方箋により医薬品の使用をお願いするにとどめ、ジェネリック医薬品に切りかえた場合の削減額をお知らせすることまでは、現時点では考えておりません。

御理解を賜りたいと存じます。

副議長（原田 洋介君） 19番、山根議員。

19番（山根 祐二君） 防府市の加入者数、それから医療費指数について、御報告いただきましたけれども、医療費については49万2,900幾らということで、これも全国平均が38万6,000円でございますので、結構高額になっているなというふうに思います。呉市ほどではございませんけれども、この辺のところも医療費が割と高いほうに位置するのではないかなというふうに思って聞いておりました。

それから、薬代が高額な人というのを、呉市なんかでは、そういう人を抽出して示しておるわけなんですけれども、防府市において、レセプトが上がってくるわけでありまして、その中で薬代が特に高額である人というのを上位のほうから、若干で結構ですけれども、わかれば示していただきたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 今、防府市での国民健康保険の医療費における診療報酬明細書の中で、薬代が高額な人の、幾らか挙げてほしいということでございますけれども、このあたりとジェネリック医薬品に切りかえた場合、幾らの負担金の差が生じるかということでございますが、防府市における薬代の高額な人は、平成20年6月を取り上げますと、最も高額な人は29万8,000円、次に16万1,000円、そして14万5,000円というのが、上位3位ということになっております。これを個人負担割合3割といたしますと、それぞれ8万9,400円、4万8,300円、そして4万3,500円の個人負担となるところでございます。

次に、これらの薬をジェネリック医薬品に切りかえた場合、価格は先発医薬品の2割から7割となりますので、もっとも薬代の高額な人の個人負担は1万7,000円程度から6万2,000円程度、2番目の方で9,000円程度から3万3,000円程度、それから3番目の人につきましては、8,000円から3万円程度となり、最大で7万2,000円から1万3,000円程度の減額となると思われま。

ただし、これにつきましては、あくまでもシミュレーションでございますので、先発医薬品に成分・効力が完全に該当する後発薬品、いわゆるジェネリック医薬品があった場合の算出でございますので、御了承いただけたらと思います。

副議長（原田 洋介君） 19番、山根議員。

19番（山根 祐二君） 今、シミュレーションで示していただきましたけれども、それでもかなりの減額ができるというのを、ちょっと感じるわけでございますけれども、近いうちに、医療機関からのレセプトというのは、現在の紙データからすべて電子データに移行するということが予定されておりますけれども、電子データにレセプトが全部変わった場合、移行された場合に、何かこう、変わるようなこと、市で考えているようなこと、あるいは予想されているようなことというのがございますでしょうか。それをちょっとお尋ねをしたいのですが。

副議長（原田 洋介君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） レセプトが電子化された場合のケースでございますけれども、今のところ私どものほうはそここのところの電子化された場合の利点と、それから不利点というものをちょっとよく研究しておりませんので、このあたりは今後の課題とさせていただきます、今から研究させていただけたらと思っております。

副議長（原田 洋介君） 19番山根議員。

19番（山根 祐二君） この質問をする前にあたりまして、いろいろこの質問の内容

について相談しましたところ、やはりレセプトが紙データで来ているということで、いろいろ、いろんなデータについての対応が難しいというお話がありましたので、それで電子データに変わった場合にどうかなという疑問を持ちましたので、今の質問をさせていただきました。

先ほど、部長から説明していただきましたけれども、ジェネリック医薬品、どの薬が、今現在の先発医薬品がどのジェネリックに該当するか、これを判断するというので非常に特定が困難であるというお話がありました。ですから、この事業自体の遂行に対しては非常に難しい面があるというお話だろうと思います。

それでは、呉市がどうしてこれをやっていくことができるのかという疑問に当たるわけですけれども、広島市の西区に株式会社データホライゾンという会社がございます。この会社は、2006年7月から約30を超える民間保険組合に、ジェネリック医薬品使用促進のサービスを行っております。呉市もその中の1つです。

会社では、市から提供された紙レセプト、これは紙ですけれども、紙レセプトを電子データに会社のほうで変換いたします。すべてのレセプト情報を自動分析処理し、ジェネリック医薬品使用通知サービスを行っております。ジェネリック医薬品に切りかえることにより、薬剤費の大きな削減効果が期待できる加入者、それを抽出し、個別の削減可能金額を通知することにより動機づけを行い、切りかえを促進させます。会社では、薬剤費削減効果として、レセプト1件当たり450円を目指しております。

防府市の平成19年のレセプト数46万2,000件を当てはめると、年間の薬剤費削減効果は2億790万円に相当いたします。これはあくまでも、会社の目標という数字でありますけれども、壇上で述べました呉市の試算ではジェネリック医薬品の利用が仮に2割から3割進めば、市の負担が約3,000万円、国保加入者の負担は約1,200万円減らせるそうです。これは数値的なもので、呉市の人口25万人ですから、防府の人口と違いますから、一概に同じようには考えられないと思います。呉市の試みというのは、行政機関では初めてでありますけれども、民間保険組合では先に述べましたように、多くが実施しているわけでございます。これらの実際の削減効果というのも、調査をすれば知ることができるのではないかと思います。

こういった情報がありますので、もう一度ちょっとお尋ねいたしますけれども、本市でも、この取り組みについては、今後、どのようにお考えになられるでしょうか。

副議長（原田 洋介君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 議員御指摘のように、呉市においてこの制度が、制度と申しますかシステムがこの7月から実施されております。通知書を大体3,000人に

送っているということでございます。それで、今おっしゃいました、医療用のソフト開発会社から通知書のシステムを導入されておるんですけれども、予算で、今年度予算を大体4,800万円計上したということ聞いております。このあたりの状況は、今から、始められたばかりでございますので、この結果、状況がどうなるのか、このあたりを注視して、今後、議員御指摘の点については進めてまいりたいというふうに思っております。

副議長（原田 洋介君） 19番、山根議員。

19番（山根 祐二君） 薬代の削減ということにつきましては、先に述べましたように防府市の医療費というのは決して安いものではありませんので、しっかりこの辺のところを情報を仕入れて検討していく必要があると思いますので、その辺のところは要望しておきたいと思います。

この項は以上です。

副議長（原田 洋介君） それでは、高齢者賃貸住宅入居支援について、健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 高齢者賃貸住宅入居支援についての御質問にお答えいたします。

現在、民間賃貸住宅に入居する場合は保証人が必要ですが、保証人を立てることができない場合に、保証料を払って保証人の代わりとして契約できるシステムがあると聞いております。

この保証料を市が助成してはどうかとの御質問でございますが、高齢者と一般の方、あるいは保証人を用意できる方々とのバランスも考慮する必要もあり、今後の研究課題としてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

次に、条件により入居者の死亡時の葬儀、及び残存家具の処分を市で代行してはどうかとの御質問でございますが、葬儀につきましては親族で行っていただいておりますが、親族がおられない場合は市のほうで対応いたしております。また、残存家具等につきましても親族において処理していただいておりますが、親族がおられない場合は家主さんで処理していただくことになろうかと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

副議長（原田 洋介君） 19番、山根議員。

19番（山根 祐二君） 市営住宅供給が、市民の需要に現在十分こたえられないという現状を考えると、壇上で述べましたように、いわゆる住宅セーフティネット法でいう、住宅確保要配慮者が民間住宅へ入居を希望する際の行政としての支援、これがやはり必要でないかと思えます。行政がかかわることで、民間住宅の家主さんが、身よりのない高齢者を安心して受け入れることができるとなれば、そこに経済活動が発生するということになります。

今後、ますます高齢化が進む中で、このようなシステムをつくっていくということは必要ではないかと思えます。

先ほど答弁の中で、保証料を市で助成するという点については、保証人を立てられる人あるいは一般の人とのバランスを考慮して考えていかなければならないということがありましたけども、これはなるほどそのとおりなのでありますけども、東京の杉並区の例を見てみますと、やはりその条件というものがあまして、まず第一に保証人を立てられない人と、それから世帯の年収ですね。これが、ここでは240万円以下というような、いろんな条件があまして、その中で一般の人とのバランスを図っていくというふうなことが可能ではないかというふうに考えております。

この杉並区のサービスの中にもあるわけですが、防府市においてはひとり暮らしの高齢者、これの安否確認については、どのような方法で行っていらっしゃいますでしょうか。ちょっとお聞かせ下さい。

副議長（原田 洋介君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 高齢者の方の安否確認でございますが、高齢者保健福祉実態調査というのをやっておりますが、市内でひとり暮らし世帯、寝たきり世帯、また75歳以上の二人暮らし世帯、これらの調査を各地区の民生委員児童委員さんをお願いして実施しております。調査後におきましても、この方たちに安否確認や見守りを随時していただいております。

また、在宅の高齢者が健康で自立した生活を送ることができますように、食の自立支援事業というのがございます。これは昔は配食サービスとっておったんですが、これを御利用される方につきましては、安否確認を行うことにしております。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 19番、山根議員。

19番（山根 祐二君） 福祉実態調査による調査を行い、民生委員による見守りその他を行っておるということでございます。そういった方法を講じる中で、民間住宅、民間賃貸住宅、自宅もありましょうけれども、独居の高齢者が死亡された場合、先ほど身内がいれば身内に葬儀のほかやっておいていただくというお話がありましたけれども、それがいない場合、要するに身寄りが全くなくて、市が火葬、埋葬を行う場合ということも考えられるわけでありまして、こういった場合、どのようにされているか。また、費用というのはどのようになるのか、それをお聞かせ願いたいと思えます。

副議長（原田 洋介君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） ひとり暮らしがお亡くなりになったときには、親族が

まずおられたら親族にやってもらいますが、全くおられない場合は市のほうで対応しております。対応は、葬儀まではいたしかねますが、火葬までやって、納骨まで行っています。

それで費用なんですけれども、今年度、実は1件ございまして、それを例に申し上げますと、遺体の搬送を1万5,000円で払っております。お棺の購入が2万5,730円。それと霊安室、これは悠久苑の霊安室を使うんですけど、これ1日3,000円なんですけれども、たまたまこれが友引で炉の改修があったということで、火葬ができないということで1日延ばして2日やっていますので、6,000円。4万6,730円です。火葬につきましては、防府市民の方は無料でございますので、この金額で今回、実績がございます。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 19番、山根議員。

19番（山根 祐二君） そこで、先ほどの保証人の支援と、保証料の支援ということに戻りますけれども、高齢者賃貸住宅入居支援ということで、保証人会社については、先ほどちょっと御答弁にもありましたけれども、やはり現在入居する際に、高齢者の場合に限らず、保証人になりたくない。あるいは、借りるほうから言えば、保証人を頼みたくないという方が多くて保証会社に保証料を支払うということで、賃貸借契約を締結するという例が多く見られるようになってまいりました。1カ月分の家賃の50%から100%を保証会社に支払うということで、保証会社は滞納家賃の督促あるいは最終的には退去をさせるための裁判手続などを行い、家主に対しては一定期間の家賃を保証するというところを行っております。

そのような事態に至らないまでも、貸し主側の当初の不安、契約を締結する際の当初の不安を和らげ、この契約がスムーズに締結できるといったような効果があります。また、この期間の定めのある賃貸借契約の場合、更新というのが発生しまして、その際に、更新料あるいは保証人の確認などが必要になる場合があります。

そもそも、この質問をいたしました発端としまして、杉並区の区議が、市民からの相談がありまして、したわけでありまして、保証人がいないということで、現在住んでいるアパートを更新できないと。ひとり暮らしなので、万が一の場合にも心配というような相談を受けて、それで、この杉並区では先に述べたようなシステムが構築できたようであります。

先ほどの葬儀の、葬儀というか、火葬・埋葬の費用ですけれども4万6,730円かかるということでありましたけれども、やはりこの杉並区の例を見ましても、亡くなった際の葬儀の執行のための預託金というのを7万円取っております。残存家具等の撤去支援費用、

これも預託金5万円を取っております。こういったことでいろいろ工夫しながら、こういうシステムというのはつくれるのではないかと思います。

こういう預託金を払うのであれば、入居の際に、ほかにもいろいろお金が要るんじゃないかというふうに思われると思いますが、やはり家主側としましては、今現在、防府の実情を見ますと、敷金、礼金をもう抑えまして、それがなくても入ってもらったほうがいいよというようなことも非常に多く見受けられますので、そういったことは話し合いの中で可能ではないかなというふうに考えます。

そういったことで、やはりいろいろこういった高齢者に対する入居不安を取り除くということも考えていかなければならないと思います。

土木都市建設部長にも御意見を伺いたいと思いますが、高齢者の入居問題につきましては、今後、ますます重要な問題になるというふうに思います。そういった場合、建築課あるいは高齢障害課がかかわる問題としますので、連携をとり、対応していく必要があると考えます。

公営住宅で対応できない部分は、民間との協力も視野に入れ、新しい事業の検討もぜひ始めていただくことが必要ではないかと思います。民間との関与、この点について、土木都市建設部長はどのようにお考えでしょうか。

副議長（原田 洋介君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 公営住宅の計画の中におきましても、議員御指摘のように、高齢者対応、身障者対応また高齢者を伴う独居の方というような対応を今後進めていくということは、防府市の住宅の公営ストック総合計画の中にもうたっております。

また、民間との協働というような話の中にも高齢者優良住宅対応事業というような、俗に言います「高優賃」という事業もあるわけで、民間のそういう住宅に対して高齢者対応をされる場合、補助を行うという制度もございます。

こういう中で、今後の防府市の市営住宅並びに民間によるアパート政策といいますが、そういうことを考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 19番、山根議員。

19番（山根 祐二君） 高齢者の入居問題というのは、これからますます増えていくのではないかと思います。杉並区のこの事業に対して、問い合わせをしたときにも、先方はこの事業の取り扱いは、高齢障害課ではなくて建築課といいますか、住宅の部門でありました。住宅に関係するので、住宅係か、あるいは高齢者に関係するので高齢障害課かというような問題なり、非常に双方がかかわってくるような問題が多くなってくると思いま

すが、やはりこれはしっかり連携をとりながら、市としてどう関与できるか。どういうふうな事業が、あるいは行動が市民のためになるかという観点に立って、今からは考えていかなければならないと。

こういう事例は、我々も非常に多く相談を受けることでありますので、すべて公営住宅で対応できればいいんですけれども、なかなかそういったことは難しいというのが現状でありますので、それを補完するようないろんな仕組み、システムができれば非常にありがたいというふうに考えております。

そのためには、民間業者との提携、あるいは、いろんな情報交換の場を持つと、場合によっては、他市を見てもみると、現在、高齢者を受け入れることが可能な住宅はこれだけありますよというふうな情報提供を行っているようなところもございますので、そういったことも参考にしていただいて、防府市として、やはり市民のためになる政策というのを構築していくのが必要になってくるのではないかと思います。まず、そういったことに向けて、努力されることを要望して、私の質問を終わります。

副議長（原田 洋介君） 以上で、19番、山根議員の質問を終わります。

それでは昼食のため、13時まで休憩をいたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時 開議

副議長（原田 洋介君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議場内が暑いようでございますので、どうぞ、上着をおとりになって結構でございます。執行部の皆様もどうぞ、おとりになって結構でございますので。

それでは午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、3番、重川議員。

〔3番 重川 恭年君 登壇〕

3番（重川 恭年君） 新人クラブの重川恭年です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回は大きい項目で4点の質問をさせていただきます。1点目は新エネルギー対策についてであります。

昨今、世界における喫緊の課題は、地球の温暖化防止対策であると言われております。さきに関催された洞爺湖サミットでも、このことが重要議題となり、協議されております。そこで、国においては、地球温暖化や原油高に対応するための新エネルギー政策をまとめられ、その中で太陽光発電を本格的に普及させるため、家庭向けに補助金制度や優遇税制

を検討し、今後の3年ないし5年間で住宅用発電システムの価格を半額にするなどという目標が示されております。また、今回辞任されましたが、福田元総理が6月9日に地球温暖化の総合対策を発表され、この中で2020年までに、新築持ち家住宅の7割以上が太陽光発電を採用しなければならないといったまでの目標も掲げられております。

続いて、経済産業省ではこの8月25日に、2009年度予算の概算要求に太陽光発電の普及促進などの新エネルギー関連で、今年度予算の約1.5倍の1,300億円を盛り込み、原油の高騰や地球温暖化に対応したい考えで、従来型エネルギーからの転換を図るというふうに新聞報道等がなされております。

この要求内容では、住宅用の太陽光発電システムや家庭用燃料電池の導入とともに、電気自動車など、次世代自動車の普及促進や企業・自治体の大規模太陽光発電への展開支援などとなっておりますが、私は市民一人ひとりが省エネや環境に対する関心を持たなければいけないと思っておりますので、省エネ環境対策の一環としての、一般家庭における新エネルギー源の導入施策や啓発が必要であると感じております。

この一般家庭に対する防府市の省エネ環境対策の基本的考え方をお尋ねいたしたいと存じます。

2点目の項目は、防府市建設工事総合評価競争入札制度についてであります。

山口県では平成18年度から、県が発注する工事の入札において、従来は価格により落札者を決定する、いわゆる価格競争自動落札方式を採用されておりましたが、これを価格と企業の技術力等を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価競争入札方式を導入されております。さらに平成20年度からは、この総合評価競争入札方式の評価項目に、ボランティア活動の実績を加え、企業の地域貢献度を評価の対象とされております。

防府市でもこれに習い、平成20年8月1日から市建設工事総合評価競争入札試行要綱を定め、運用されておりますが、県の地域貢献度の取り扱いでは、道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等の企業としてのボランティア活動とされております。

防府市の試行要綱第2条の定義には、「価格のほか、価格以外の技術的な要素を総合的に評価し」となっており、第9条の評価基準で企業の「地域精通度」「地域貢献度」という文字が出てまいりますが、その具体的基準はどのようになっているのか、ボランティア活動などのことも含めているのか、お聞きいたしたいと存じます。

第3点目は、防府市海洋民俗資料収蔵庫とその収蔵品についてお尋ねいたします。

このことについては、既に過去質問をいたしておりますので細かいことは省略いたしますが、要は海洋民俗資料収蔵庫を今後いかにされるのか、活用するのかということであり、現状のまま放置するのか、別の考え方があるのか、これは現在建てられておる場所

も含めてのことでございます。

そして、中に収蔵されている物品の展示、公開をもっと広くオープンにしてもらいたいと思っております。これについての考え方、方針をいかに考えておられるのか、私が過去に行いました質問に対する答弁も含め、再確認をしたいわけでございます。

最後の４点目の質問は、防府市の漁業振興対策についてであります。

このことについては、平成１８年の９月、山下議員が水産資源の再生、漁獲量の回復、あるいは１８年６月、藤本議員が、これはちょっと違う観点からでございますが、離島振興についてお尋ねになっておりますが、重複する部分もあるかと思えます。

現在、世界的に食糧危機と言われるものが話題となっております。魚介類等水産関係においても、漁具の発達や漁場環境の変化により、資源の枯渇が現実のものとなっております。加えて漁業者自身にとっては、近年の原油価格の高騰により、漁に出ても赤字となるなど、さまざまな環境悪化の要因で、漁業者の生活にも影響が出てきております。

これは何も遠洋漁業に限ったことではありません。我が防府市の内海水面においても、同様であろうというふうに思っております。時あたかも本市においては、天神鱧のブランドで、これからさらに、はも料理等で防府のイメージアップを図ろうと計画されている中でもあります。

そこでお尋ねですが、防府市における漁業の実態なり、現状はどのようになっているのか、また、水産資源の振興対策はどのようになっているのか、このことについてお聞きしたいと存じます。

以上で壇上からの質問を終わります。執行部におかれましては、誠意ある御回答をお願いいたします。

副議長（原田 洋介君） ３番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、新エネルギー源に対する助成制度についての御質問にお答えいたします。

地球温暖化等に対する新エネルギーの導入、啓発についてのお尋ねでございますが、地球温暖化問題は、人類の生存基盤にかかわる喫緊の課題でありまして、特に本年２００８年は地球温暖化防止京都会議において採択された京都議定書の第１約束期間に入っております。

日本は本年より５年間で、１９９０年レベルより６％の温室効果ガスの削減を国際的に約束しております。ところが、現在の日本の温室効果ガス排出量は、基準年であります１９９０年よりプラス６．２％と大幅に増加しており、京都議定書の達成は全く困難な状態

となっております。

とりわけ私たちの生活に伴い発生する家庭部門の排出量は、二酸化炭素排出量で基準年より30%も増加しており、家庭における地球温暖化防止の取り組みが特に重要となっております。このため、家庭部門のエネルギー消費に伴う、二酸化炭素排出量の削減を主体とした、防府市地球温暖化対策地域推進計画の策定に向けて現在作業中でございます。

現在、本市における一般家庭に対する取り組みとしまして、日常生活における省資源、省エネルギーなど、環境に配慮したライフスタイルへの見直しの推進を図ることを目的として、環境家計簿を作成し、その普及促進に努めております。

さらに、小学5年生を対象とした「こども版環境家計簿」を作成し、環境学習を通して地球や環境のことを考えて行動する子どもの育成に努めることとしております。

また、市民向けに「STOP温暖化・わたしたちにできること」と題した出前講座を開設し、温暖化防止の具体的な取り組みの普及にも努めております。

さらに、家庭から排出される二酸化炭素の約30%を占める自家用自動車からの排出量を削減するためには、駐停車時のアイドリングストップなど、エコドライブの実践が重要となっております。そこで、エコドライブ推進月間である11月までには、市独自で9万枚作製するエコドライブステッカーを、市内の登録自動車すべてに使っていただくべく、関係各機関にお願いし、エコドライブの一層の推進に努めてまいりたいと存じます。

また、平成12年度から、防府市役所環境保全率先実行計画に基づき、全庁で毎水曜日実施しておりますノーマーカーデーの取り組みを強化・充実するとともに、市内の事業所、市民への呼びかけを実施し、全市的な取り組みとして展開していけるよう努力してまいりたいと存じます。

さらに、二酸化炭素削減とごみ減量を目的として、スーパー、消費者団体、行政が連携・協働し、レジ袋削減懇談会を7月24日に立ち上げました。この懇談会で地球温暖化防止対策の行動を起こすきっかけとなり、だれにでもできる取り組みである、マイバック持参とレジ袋の無料配布中止の検討を現在進めているところでございます。

なお、クリーンエネルギー源である、家庭用太陽光発電の補助制度につきましては、一定の普及が図られたものとして、平成17年度に国の補助制度が廃止されておりましたが、議員御案内のとおり、来年度より補助制度の復活が国において検討されておりますので、国の動向を見ながら、本市における設置費補助制度の復活を検討してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、地球温暖化を防止するためには、市民一人ひとりが日常のライフスタイルを変えていくことが必要不可欠でありますので、今後も環境保全に対する市

民の意識醸成につながる施策の展開に努めてまいります。

残余の御質問につきましては、入札検査室長、教育次長、産業振興部長より答弁いたします。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） 今、市長のほうからお答えがございました。それで、るるいろんなことを申されました。地域計画策定中、それから環境家計簿、それから出前講座、アイドリングストップステッカー、ノーマイカーデーの促進、ノーレジ袋、あるいはその行動計画、こういうことを御回答いただいたわけでございます。

それで私が取り上げたのは、国が、次年度の概算要求、経産省ですが、新エネルギーに1,300億円。それから、洞爺湖サミットの後の政府、あるいは経産省、これの施策で太陽光発電、新エネルギーに対する普及・促進、こういうことがどんどん出されております。

それで、市長の答弁の最後にごございました太陽光発電、これに対することなんですけれども、一定の普及が図られたので廃止したとこういうふうなことがございました。それで、防府市における太陽光発電の一定の普及というのがどの程度であったのか、わかればお答え願いたいと思いますが。

副議長（原田 洋介君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 防府市の一定の普及ということで、どの程度住宅用の太陽光発電設置事業があったかということでございますが、平成12年度から実施してありますが、先ほど言われたように、平成17年度に国の補助制度が廃止されたということの中で、それまでで301件という数字を記憶いたしております。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） 301件のこの助成制度による、助成をお受けになって設置されたと、こういうことでございますが、防府市の世帯数からいくと、301戸というのは、一定の普及が図られたということになるのかなというふうに私自身が思っております。

それで、確かに平成12年の4月から、防府市太陽光発電に対する助成制度ができて、その301件の利用があったわけでございます。これは、17年度までで廃止されているわけですね。それで、国が太陽光発電に対する助成をつくったから、市もそれに追従してやって、国がその制度をやめたから防府市もやめた。それからまた、先ほど私も壇上のほうで言いましたけれども、政府がまた来年からそういうものに対する助成をする予定だと。そうしたら、また防府市はやるんだと。そうしたら、防府市の主体性というものは全然ないわけですね。国がやるからやる。国がやめたら防府市もやめる。国がまたそういう

ことをやれば、また 追従という言葉がいいのか悪いのかわかりませんが、やめる。これでは防府市独自の施策というものがどうなのか。強いて言うなら地方自治体の、地方の時代とか、地方自治とか、いろんな言葉が言われておりますけれども、そういう面でどうかという面というか、疑念というか、それがわくわけでございます。

それから、次の質問ですが、他市というか、私もよその例をあまり引き合いに出すのは好きではないのですけれども、太陽光発電、あるいは小型風力発電、あるいはCO₂冷媒ヒートポンプ給湯機とか、家庭用ガスエンジン給湯機、ジェネレーション、こういうものに対しても助成しているところがあるんですよね。これなんかを一括して、新エネルギー源というもんだろうと思えますけれども、そういうところを調べてみますと、最高では太陽光発電で上限40万円。それから小型の風力発電、これはほんの小さな200ワット程度のものですが、これで6万円とか、ヒートポンプ給湯機であれば2万円、ジェネレーションシステムであれば5万円、こういうような助成をしているところがあるわけです。

私はこの温暖化防止、あるいはその太陽光発電、こういうもので市民の啓発を図らなければいけないと思っておりますので、その啓発を図るためには防府市独自で、1万円でも2万円でも、国の動向にかかわらずやっていくべきじゃないかというふうにも思っておりますので、今後のことも含めて、そのあたりの考え方をどういうふうに考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） これからエネルギーの問題は、大変な時代が来るということはよく認識しております。

また、議員御案内の太陽光発電につきましても、補助制度、独自でやるということにつきましては、いろいろな考え方があるのでしょうかけれども、私どもが思っておるのは、国の補助金がある、プラスアルファでこれだけの市が出すということならば、より以上の補助ができると基本的には考えておるわけです。だから、市独自でわずかに出す、確かに議員がおっしゃるとおりの点はあると思えます。その辺から含めましても、国がやられるものにプラスアルファで乗せていったほうが、もっとより広がっていくというふうなものの考え方があるのではないかと考えております。

今の議員の御提言の趣旨はよく踏まえまして、今後、他市、それから先端技術等の進みぐあいも見ながら、検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） それで了解いたしました。が、しかし、この地球温暖化防止と

というのは、喫緊の課題でございます。まずは「キラリと光る防府」ということで、これはすぐにはならないと思えますけれども、環境先進都市宣言ができるぐらいの施策をやっていただきたいというふうに要望いたしまして、この項の質問は終わりにいたします。

副議長（原田 洋介君） 続いて、建設工事総合評価競争入札制度について、入札検査室長。

入札検査室長（安田 節夫君） 建設工事総合評価競争入札制度についてお答えをします。

厳しい財政状況等のもと、公共投資の削減が続く中、低価格入札の多発などにより、公共工事の品質の低下が懸念されたため、国においては、公共工事の品質確保を目的に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、通称「品確法」を成立させ、平成17年4月1日に施行されました。

品確法の基本理念では、公共工事の品質を確保するために、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされることとされております。

これを受けて山口県では、国と同様の総合評価方式を平成18年度から導入されており、本市においては、国、県の指導要請もあり、種々検討の上、本年8月から特別簡易型の総合評価方式を試験的に導入することといたしました。

総合評価方式とは、企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し、落札者を決定する方法です。これまでの最も安い価格で入札した業者を落札者としてきた入札方式とは異なり、予定価格の制限の範囲内で、価格と技術力を数値化した評価値の最も高い業者を落札者とする入札方式です。具体的に技術力とは、工事目的物の施工経験、市の工事成績、技術者の取得資格、地域精通度、地域貢献度などです。

御質問の地域精通度、地域貢献度及びボランティア活動の評価についてでございますが、地域精通度については、防府市内に事業所を有している企業を評価するものです。

次に地域貢献度は、災害応急対策業務、冬季除雪業務の活動実績について評価するものと、地域活動実績として道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等の、企業としてのボランティア活動を評価する項目があります。ただし、個人としての活動は評価しない旨の規定があります。御理解のほどよろしくお願いをします。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） 今、るる説明がございました。その地域貢献度、あるいは地域精通度、これについて地域貢献度の取り扱い、これは山口県の取扱要項ですが、持っておりますけれども、今お答えのあった道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽としての企業

としてのボランティア活動という、いわゆるどう言いますか、道路、河川、公共施設への植栽という3点に限定されておるわけです。これ以外のことに対するいわゆる幅の広いボランティア活動というのは該当するかどうか、お尋ねしたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 入札検査室長。

入札検査室長（安田 節夫君） 地域のボランティア活動を評点に挙げるということですが、今、防府市の要綱の中で考えておりますのは、防府市内一円、全般的での市内の一斉清掃とか、佐波川の一斉清掃、そういうものを含めて考えております。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） ちょっと前まで、今度12月に行われる防府読売マラソンの奉仕ボランティアというのを募集されておりました。テレビのスポットでもやっていたと思うわけですが、こういうものに対する奉仕ボランティア、こういうものに対しても対象になるかどうか、その辺は、これは試行要綱ということになっておりますんで、まだ試行という表現が入っておりますんで、どの辺まで具体的に市のほうでお考えなのかわかりませんけれども、感じとしてそういうものがどういうふうに解釈されているのか、お尋ねしたいと思います。

それと、もう一つそれに関連して、防府読売マラソンに対するボランティアの募集、テレビスポットでも打っていらっやいましたが、これが順調に集まったかどうか、これもお尋ねしたいと思います。これは教育委員会のほうだと思いますが。

副議長（原田 洋介君） 入札検査室長。

入札検査室長（安田 節夫君） 読売マラソンの奉仕活動、これがボランティアの評価に、今回の総合評価になるのかという御質問ですが、総合評価競争入札試行事務処理要綱というものを定めておまして、この中に公的機関等の証明があれば評価の対象にしますよという項がありますので、できるだけ幅の広いボランティア活動、それを評価の対象にしていきたいと思っておりますし、現在まだ、議員さん言われましたように、試行の段階でございますので、今後検証なり進めていって、よりよい方式にしたいと考えております。

副議長（原田 洋介君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） お答えいたします。

防府読売マラソンにつきましては、自治会をはじめ各団体、中高生、そして個人参加のボランティアの皆様の御支援をいただきながら開催しております。

お尋ねのボランティアの登録状況でございますが、個人の登録をいただいているのが225名でございます。また、企業からのボランティア支援でございますが、平成15年の34回大会から、市内企業の1社からボランティアの支援をいただいております。また、

今年度新たに市内企業1社からボランティアの申し出がございまして、まことにありがたく思っているところでございます。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） この総合評価制度の中で、この地域貢献度、それから、地域精通度と、こういうものに対する評価点というのは、全体の中のどのくらいのウエートを占めるのか、わかれば教えていただきたいと思えます。

副議長（原田 洋介君） 入札検査室長。

入札検査室長（安田 節夫君） 評価項目の中の地域要件の持つ割合は幾らかということではよろしゅうございましょうか。

3番（重川 恭年君） はい。

入札検査室長（安田 節夫君） 防府市の場合、特別簡易型の総合評価方式で試行、行っておりまして、評価項目としまして、企業の技術的な能力、配置技術者の技術的能力、地域精通度、地域貢献度がありまして、そのうちの地域要件に対する割合、全体の20%を占めております。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） 今、2割というお答えがございました。これは相当高い基準だなというふうに思っておりますので、この辺については評価を、加点というか、これをウエートを高くしていただきたいというお願いでございます。

それと今後、これは今、防府市の公共工事、いわゆる建設工事に対する総合評価方式ということなんですけれども、これ以外にも、建設工事以外のいろんな防府市にかかわる団体というか、いろんな、物品納入もありましようし、いろんなかかわりがいろんな所であると思えます。こういうところにもこういう総合評価方式的なものを拡大していただいて、地域貢献活動、ボランティア活動が推進できるような体制を整えてもらえれば、またいいんじゃないかというふうに思っておりますが、この辺、総務部長さん、いかがでしょうか。

副議長（原田 洋介君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 実際のところ、そういったところまで検討はいたしておりませんが、確かにそれを広げるということも考え方の一つにはあると思うんですが、ただ、物品の納入に対して、これは結構件数が多いから、その辺もろもろやっぱり検討しなければ、いつごろから検討するとか、そういったことにはちょっと今ならないんじゃないかということで、御提案の趣旨は理解いたしておりますので、検討と言いますか、研究はしてみたいというふうに思っております。

副議長（原田 洋介君） では次、海洋民俗資料収蔵庫及び収蔵品の管理について、教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 海洋民俗資料収蔵庫及び収蔵品の管理についての御質問にお答えします。

平成8年度から国庫補助事業として史跡萩往還関連遺跡三田尻御茶屋旧構内の大観楼棟をはじめとする建物や土塀の修理事業を行っており、平成22年度に完成する予定でございます。

海洋民俗資料収蔵庫につきましては、建物の老朽化も著しく、また、御茶屋構内には必ずしもふさわしい施設とは思っておりません。修理事業に引き続き、庭園を含めた構内及び周辺の整備を考えておりますが、その中で収蔵庫は撤去したいと思っております。

収蔵品については、今年4月に開館いたしました防府市文化財郷土資料館において、塩かつぎや塩すくい等の一部の資料を展示公開しております。しかし、海洋民俗資料収蔵庫の収蔵品を資料館に移転するには、収蔵スペースや管理の問題等があり、検討を要するところでございます。

収蔵庫の資料の大半は、国の重要有形民俗文化財に指定されておりますので、文化庁との協議を行いながら、三田尻塩田記念産業公園も視野に入れ、よりふさわしい場所や施設等の検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） 今、教育次長さんのほうから回答いただきました。今、英雲荘の構内にある資料館、収蔵庫、これは撤去したいという御意向のようでございますが、これを撤去した後、どこに持っていくのか。旧図書館跡は、今はああいう格好で使われております。それから、一部公開展示されているものもあるわけでございますが、前回の回答では、遺物の公開展示につきましては、その当時は図書館跡、あるいは今おっしゃったようなこと、スペースにも問題がありますが、「三田尻塩田記念産業公園も視野に入れて検討してまいりたいと存じます」と。こういうことはスペースの問題もあるけれども、三田尻塩田記念産業公園も視野にということは、前回も同じ回答だったわけです。当然、三田尻塩田記念産業公園、ここでは、その収蔵庫を撤去したいという意向はあるけれども、スペースの問題でということになっております。

そうすると、三田尻塩田記念産業公園、これを拡張充実というか、拡張というか、これを私もあの場所がいいと思うんですが、拡張されるという構想というか、将来計画になると思うんですが、そういうことは視野に入れていらっしゃるかどうか、ちょっとお尋ね

してみたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 議員おっしゃるとおり、塩田関係資料につきましては、1カ所に集めることが最良なことだと私も思っておりますが、保管方法等につきましては、これは重要文化財がありますので、文化庁との協議が必要となってまいりますので、そのあたりを協議しながら、慎重に検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） それで私が聞いたのは、公園の拡張計画というか、これは今すぐ回答はできないと思いますけれども、そういうものを視野に入れて、聞くところによると、隣接する工場ですか、あそこも今操業をやめられたというふうに聞いているんですけども、そういうところを拡張して、今、収蔵庫は廃止する、撤去したいという御意向でございましたので、そういうところへ建替えるというか、今のやかたを増設するというか、塩田記念公園のことですよ。そういう御意向があるかどうか、今の時点ではわからないのか、その辺ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 先ほどもお答え申しましたように、塩田記念産業公園も含めて、よりふさわしい場所、よりふさわしい施設について検討していきたいと思っております。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） 今、回答いただきましたんで、そういう理解でおりたいと思います。

それから聞くところによると、今の収蔵庫のところに、これは金子引きの小型トラクターというか、当時ですから、昭和30年代に導入されたもんじゃないかと思うんですが、発動機で動いていたもんじゃないかと思いますが、これも260年の塩業史の最後に稼働した機械式のそういうもんですから、何か屋外に放置されているという話も聞きました。これは、古い自転車やバイクを回収して歩かれる業者がいらっしゃいます。こういうところにお渡しすれば、それなりのもんだと思いますし、塩業史を飾った遺産というか、遺物と考えれば、また、そういうもんだと思います。

これは考え方の違いでしょうけれども、私とすれば、これはもうちょっと丁寧に扱って、ほかの、国の重要民俗資料になっている、資料の続きとして、三田尻入浜式製塩用具、あるいはあの中には、石川県能登揚浜式の製塩用具が収蔵されているわけでございますん

で、それらとの、一部として、もう少し保管方法を考えていただいたらどうかと思っておりますが、それは御存じでしょうか。

副議長（原田 洋介君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 議員御指摘のように、この収蔵庫は高床式の収蔵庫でございますので、その床の下にトラクターというんですか、そういう大きいものについてはここで保管しております。

しかし、まことに申しわけないんですけど、保存状況がいいというような状況ではございません。横雨が降ったときにぬれますので。しかし、これはせっかくいただいたものでございますので、収蔵庫そのものをどういうふうにするかを今から検討してまいりたいと思っておりますので、その時点でしっかり考えてまいりたいと思っております。

副議長（原田 洋介君） それでは漁業振興対策について、産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 防府市における漁業の現状と水産資源の振興策についてのお尋ねでございますが、最初に本市の漁業の現状についてお答えをいたします。

まず、漁業就業者数でございますが、漁業センサスによりますと、昭和38年には946人、ピーク時の昭和43年には994人、その後昭和53年まで900人前後の就業者数で、ほぼ横ばいであったものが、昭和58年以降はだんだんと減少をし、平成10年には411人、平成15年には313人までに減少しており、新たな就業者が少なく、後継者の就業と育成が課題となっております。

また、漁獲量につきましては、防府市統計書によりますと、昭和39年には4,884トン、その後昭和53年まで4,000トン前後の漁獲量で推移しておりました。ところが、昭和58年には5,368トンと一気に増えた年もございますが、昭和63年以降はだんだんと漁獲量が減少し、平成5年には2,248トン、平成10年には1,673トン、平成15年には1,243トンと、近年の漁獲量の減少は急激なものとなっております。この漁獲量の減少につきましては、海水温や海洋気象の変化、漁業者の減少など、複合的な要因が考えられております。

一方、漁業・水産資源の振興策につきましては、昭和51年度から平成16年度にかけて、魚礁を、富海をはじめ各沿岸部に41カ所設置し、漁場環境の整備を行っており、平成19年度からは野島沖に大型魚礁の設置を実施し、水産資源の繁殖・保護に努めているところでございます。

なお、魚礁設置後の効果につきましては、潜水調査を平成元年から実施しており、現在までに28カ所を調査し、それぞれ良好に機能していることを確認しております。

また、漁協が事業主体として、アワビ、カサゴ、ヒラメ、ガザミの種苗放流や、クルマ

エビの中間育成及び放流などを行っており、これらの事業を支援し、水産資源の維持に努めているところでございます。

漁業を取り巻く環境は、議員御指摘のとおり厳しい状況でございますが、今後とも国・県と協力し、水産振興に努めてまいりたいと存じております。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） 今、部長さんからお答えのあったように、漁業者数、一番多いときで、昭和43年、994人いらっしゃったのが、現在では、平成15年 これは漁業センサスですか、によると3分の1、313名に漁業者が減っているわけです。それから漁獲量、これも同じ統計書ですが、昭和58年には5,368トンという数字が、現在では1,243トン、平成15年、これが4分の1あるいは5分の1になっているわけです。これは、漁場環境の悪化ということで漁業者数も減るし、漁獲量も減ってきている。漁業者が減るから漁獲量が減っているのかもわかりませんが、こういうふうにどんどん減ってきている。

それで今、部長がお答えになりましたように、この30年間、魚礁も41カ所設置しておるけれども、効果のほどはどうかというと、潜水調査もして、その効果はあらわれているということですが、この数字からいくと、なかなか効果のほども上がってないんじゃないかというふうに思っておりますが。この魚礁、築磯等の効果、あるいは中間育成、その中間育成したものをまた放流しているということですが、先ほど、御回答の中にありました、ガザミ、それからクルマエビ、これの放流状況というのは、どういうふうになっておりますか。

副議長（原田 洋介君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） お答えをいたします。

クルマエビにつきましては210万尾、ガザミにつきましては22万尾、これは平成19年の放流の事業実績ということでございます。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） これはなかなか海の中のことで、魚礁にしても、築磯にしても、なかなか現実には調べにくいと思います。また、中間育成をしたものを放流したのが、どこに行くか、どれだけ定着したかというものも、追跡調査というのはなかなか難しいと思うんですけれども、これの定着率とかいうものを関係機関というか、防府市だけではなかなかできないと思いますが、こういうものに対するそういう検証というか、追跡調査という

か、こういうものはされておるんですかね。

副議長（原田 洋介君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 追跡調査の件でございますが、実は漁業関係者の方とお話をする機会がたびたびあるわけでございますが、この話題がいつも上がります。現実問題、追跡調査は不可能でございますが、かなりの部分で成果は挙がっておるというように、漁業関係者からは、そのようなお答えをいただいております。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 3番、重川議員。

3番（重川 恭年君） その放流、放魚というか、それをやるときに、私も漁業者の方にお聞きしたんですが、まだいわゆる放流を小さい魚で中間育成したものを放つわけです。もうちょっと大きくなって放流してもらいたいと。でないと、大きい魚に食べられてしまう率が多いという話も聞いたわけです。

その辺のこともまた漁業関係者と接触されて、どうすれば今後の漁業振興、これはもう環境悪化というのも非常にウエートを占めるわけです。地球の温暖化もというか、海水温の上昇というか、こういうことも含めて、そういうことでまた抜本的な解決策は、なかなか海の中のことで見いだせないと思いますけれども、いろいろな場面でそういう接触の機会を持っていただいて、努力してもらいたいというふうに思います。

それともう1点、これに関連したことですけれども、野島の振興対策、これは、野島近辺は好漁場であるというふうに昔から言われてきておったわけですが、この辺の野島全体のいわゆる振興策、これは漁業者だけでなしにそこに住まわれる方、すべてにかかわるわけですが、やはり漁業を中心とした、今まで生活してこられた島でございますので、野島での中間育成、養殖、あるいは加工と、一貫した漁業体制の確立も図って、野島の方の働く場づくり、そういうことも全体的に考えていただきたいと思います。

時間が来ましたので、これで質問を終わらせていただきます。

副議長（原田 洋介君） 以上で、3番、重川議員の質問を終わります。

ここで14時10分まで、休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 開議

副議長（原田 洋介君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

先ほどの重川議員の一般質問に際しまして、入札検査室長より答弁の補足がございますので、これを許します。入札検査室長。

入札検査室長（安田 節夫君） 先ほどの説明で、補足説明をさせていただきます。

地域要件に対する割合でございますが、全体の2割という説明をいたしました。加算点での2割ということございまして、この点数には標準点が100点でございます。それに加算が10点全体であります。足したものが110点でございます。先ほど申しました2割というのは、加算点10点に対しての2点分ということでございます。

副議長（原田 洋介君） 次は22番、山下議員。

〔22番 山下 和明君 登壇〕

22番（山下 和明君） 任期最後の一般質問のとりをすることになりました。活動予定もあろうかと思っておりますので、スピーディにやりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、通告の順に従いまして、質問させていただきます。

最初に既設の市営住宅のバリアフリー化とエレベーター設置についてであります。第三次防府市総合計画の後期基本計画、2006年度から2010年度となっております。その第6項の住宅において、市営住宅の建設建替えについて、「防府市公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、老朽化した市営住宅の計画的な建替えや改善を進め、高齢者、障害者及び単身高齢者に対応した部屋を設置することとしております。その「防府市公営住宅ストック総合活用計画」では、入居者総数1,941世帯のうち65歳以上の高齢者がいる世帯は705世帯で、全体の36.3%を占め、障害者がいる世帯は、90世帯で4.6%となっております。

また、同活用計画では「公営住宅の再生に係る課題の整理」の中で、「福祉と連携した高齢者世帯の安定した居住の確保」として、「今後、高齢単身世帯、高齢者夫婦世帯等、高齢者世帯の公営住宅需要の増大等が見込まれるため、既存ストックの改善も含め、バリアフリー化された良質な公営住宅ストックの確保を図る」としてあります。また、「既設ストックの老朽化等に対応した住宅の質の向上」では、「老朽化した住宅が急激に増加すると見込まれる。このため、これら住宅の改善、トータルリモデル（住戸内部の全面的な改善、共用部分のバリアフリー化等）、建替等を計画的に推進し、既設公営住宅ストックの質の維持、向上を図る」としてあります。

そこでお尋ねいたしますが、建替えについてはバリアフリー化、エレベーター設置が現在、計画的に進められているが、既設の公営住宅において、バリアフリー化に向けた改善については、どう位置づけ、取り組みを考えているのかお伺いいたします。

既設の西浦県営住宅で、平成18年に室内のリフォーム、バリアフリー化に合わせエレベーターが設置されたことに大変関心が高まっております。

本市の同ストック活用計画では、新築と建替えには基本的にエレベーターを設置する

としているが、既設の市営住宅にバリアフリー化の改善にエレベーター設置を入れるべきだと考えます。同計画にのせないその理由について、合わせてお伺いいたします。

次は、介護保険制度に関連する施設待機者の実態及び地域密着型サービスについてお尋ねいたします。

介護保険制度がスタートしたのが2000年の4月。また、3年前には関連法が成立し、見直しが行われ8年が経過いたしました。自立した生活の継続を後押しする地域支援事業、重度化を防ぐための予防給付を柱としたサービスが提供されているところであります。

年々、要介護認定者は増加傾向にあり、在宅サービスの利用者は着実に増えており、当初と比較すれば約2倍近くとなっており、今後ますます認定者数が増え続けることは必至であります。しかし、介護施設である介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の受け入れには限りがあり、そうした介護施設入所を希望されても、実態は待機者が多く、先が読めずに在宅サービスで待機されておられる家族にとっては、この制度への不満・不安の聲が寄せられております。

そこでお尋ねいたしますが、介護施設入所を求める待機者の状況はどうなっているのか、それらへの対応についても合わせてお伺いいたします。

もう1点は、高齢になって介護が必要となっても、住みなれた地域で生活できるサービス基盤を整備し、調整していくのは行政の役割であります。地域密着型サービスも増えてきましたが、今後の現状と今後の体系については、どうお考えなのかお伺いいたします。

次は、留守家庭児童学級の増設及び時間延長とエアコン設置についてであります。

年々、企業・団体では女性の参画が促進され、女性の人材発掘・リーダーの養成が図られ、結婚後も引き続き社会に進出していく女性の時代を迎えており、社会で活躍する女性はますます増大してきております。

しかし、そうした事態を脅かしているのは、全国各地で児童をねらった事件は切実な問題であります。ですから、そうした低学年の子どもを持つ親にとっては、安心して安い費用で子どもを預けることのできる留守家庭児童学級の存在は、関係者にとって大変喜ばしい施策であります。留守家庭児童学級は、保護者が共働きなどの理由で、日中不在により子どもを保育できない低学年の1年生から3年生の児童が対象で、保育時間は授業終了から午後5時ごろまで、また、春・夏・冬休みの期間は、月曜日から金曜日まで午前8時30分から午後5時ごろまでとしております。

現在、18学級が開設され、野島小学校を除き全小学校に同学級が設置されてまいりました。しかし、これらの同学級の事情によって、保護者が望んでも、定員を超える場合

は、対象となっている児童の保護を受け入れられないことが以前から指摘されてきたところであります。

そこでお尋ねいたしますが、こうした状態が生じていることは、行政上からして不公平であります。今後の対応、増設への取り組みについてお伺いいたします。

時間延長についてであります。原則は午後5時までに児童を迎えに行くことにしていますが、先に申しましたように、近年、家庭環境が変わりつつあります。午後6時ごろまで延長できないのかお伺いいたします。

エアコン設置についてであります。8月13日、仮設教室で実施している松崎と新田小学校の同学級に出向き室内温度の事情を伺いました。記録も確認いたしました。高いときには38度を記録した日もあります。こんな悪条件で保育が保たれているとは思えません。ぜひ、エアコンを設置すべきであります。

この件につきましては、前日、同僚議員からの質問で回答は出ておりますが、通告しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で壇上にての質問は終わります。

副議長（原田 洋介君） 22番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは子育て支援についての御質問にお答えいたします。

まず、保育を希望しても定員を理由に入れられない児童がいるのではないかと御質問でございますが、山下議員の申されるとおり、3年生までの入級希望者全員を留守家庭児童学級に受け入れることが望ましいところでございますが、施設の収容能力の関係などから、仕方なく1、2年生までの受け入れとしている場合がございます。

今年度で申しますと、華浦小学校及び松崎小学校の留守家庭児童学級で、定員を超えた入級希望があったため、華浦小学校で9人、松崎小学校では16人の3年生を受け入れることができず、1、2年生のみの受け入れとなっております。

今後につきましては、防府市全体の児童数は減少傾向にありますが、保護者の就労の状況の変化により、保育希望者も増えてくると考えられますので、各校区の児童数や利用希望者数の推移などを見守りながら、中長期的な視点に立って取り組んでまいりたいと存じます。

保育時間の延長につきましては、初日の藤本議員の御質問にお答えいたしましたように、保護者の多様な働き方に対応できるよう、保育時間の延長について取り組みたいと思っております。

エアコンの設置につきましても、今後も気温の上昇が懸念されております。そうした

ことから、初日の山本議員や藤本議員の御質問にお答えいたしましたように、児童の健康や指導員の労働環境の視点から、適切な受益者負担も考慮しながら、設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、土木都市建設部長、健康福祉部長より答弁いたします。
副議長（原田 洋介君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） 留守家庭児童学級につきましては、利用関係者の声として届けさせていただいたわけであります。また、同学級の増設につきましては、今、御答弁の中にもありましたが、3年生を受け入れていないのは、華浦小学校と松崎小学校と、この2校の名前が挙がってきたわけでありますが、そこでお尋ねしますが、新田小学校の実態はどのようになっておられるのかお伺いします。

副議長（原田 洋介君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 新田小学校は専用施設でございます、54人、現在、受け入れております。これは3年生まで入っております。

副議長（原田 洋介君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） 私が聞いたところでは、定員が54名ということで、1年生が34名、2年生が19名、3年生が1名と、こういう中身になっておるわけであります。

以前、この件で質問させていただいておりますけれども、待機をしていच्छる方、お待ちになっていच्छる、そういう方の児童がおるわけでありました。

そういうことで、必ずしも新田小学校においても、この数字からして定員が54名ですか、ぎりぎりの数字になっております。1年生が34名、2年生が19名、3年生が1名ということでありますので、ここにもひずみが出ているのではなからうかというふうに思いますので、先ほど御答弁がありましたけれども、事情によって仕方なく、今、1年生、2年生しか対応していないのが松崎・新田小ということでありますけれども、同学級の事業主体は行政でありますので、申し込み実態も増えてきておるわけでありますので、どうぞ3年生が受け入れられるように、不公平にならんように、ぜひお願いして増設するなり、定員を増やすなり、指導員を増やすなり、また増築するなり、そうして万全な受け入れ体制を整えていただきたい、このように要望しておきます。

次に、時間延長についてであります、この件につきましては、以前、同僚議員の山根議員のほうからも本会議で質問がされたところではあります、働く保護者の多くは仕事を終えて、帰宅するのが5時を回ることが、多々あるわけでありますので、実態に合わせた対応をお願いをしたい。これも関係者の方からの声としてありましたので、届けておきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

エアコン設置についてでありますけれども、ちょうど8月13日、曇り空でしたけれども、松崎小学校と新田小学校の指導員の方からいろいろお伺いさせていただきました。扇風機が四、五台ありましてブンブン回っております。しかし、気温が38、窓を開けておられますけども、熱気ですよ。熱気をただ混ぜておるという状態で、非常に……。で、やっぱり父兄の方からも、子どもさんが食事が、お弁当が残るだとか、夏休みになって体力が落ちたとか、そういった、本当、心配しておられます、やっぱり指導員の方もその点についてはあまり温度が高いので、かなり気遣いもされておられて、精神的にも大変だなあとということで伺ったわけなんですけれども、できれば早く、部長さんもそういう現場の声を早く受けとめて対応をお願い、どういのですかね、対応を早くとられればいいのになあなんて、こう思った次第であります。

この件につきましても、前向きに御答弁がありましたので、要望ということで、この項につきましてもは以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 続いて、住宅行政について、土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、既設の市営住宅のバリアフリー化とエレベーター設置についてお答えいたします。

市営住宅は現在、31団地、2,100戸余りを管理いたしておりますが、このうちバリアフリー化されている団地は、勝間団地、亀塚団地、西田中団地の3団地で、住宅戸数では、現在建設中の西田中住宅を含めると173戸となります。

御質問の既設住宅のバリアフリー化に向けた改善につきましては、入居者の高齢化が進む中、住戸内の床段差の解消、浴室・トイレの手すり設置等、バリアフリー化の必要性は十分認識しております。

現在、ストック総合活用計画の前期計画に基づき、階段の手すり設置を行うこととしており、本年度ですべての中高層の住宅に設置が完了いたします。

また、合わせて外壁改修、電気容量の増設、火災警報器の設置等も計画的に実施しているところであります。

このことから、住戸内のバリアフリー化に向けた改善につきましては、ストック総合活用計画の後期計画の中で、財政状況等も勘案しながら検討してまいりたいと存じます。

次に、既設住宅の改善計画にエレベーター設置を入れるべきではないかということについてでございますが、御指摘のように県営西浦団地には、階段ごとにコンパクトエレベーターが設置してあり、これが全部で5基設置してあります。

県にお尋ねしたところ、住戸内のバリアフリー化と合わせて設置されたということで、1基当たり約1,000万円程度かかったとのことでした。

住宅の改善に当たりましては、入居者の利便性をあらゆる面で充足していくことにつきましては必要と思いますが、既設の市営住宅は、経年による躯体の問題や、敷地のスペースの問題があり、仮にこれらがクリアできる団地がありましても、多額の事業費や維持管理費を必要といたします。

こうしたことから、既設住宅へのエレベーター設置につきましては、課題も多いことから改善計画には揚げておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、入居者の方々が加齢・病気等によりまして、日常生活に身体等の機能上の制限を受けられ、階段の昇降が著しく困難になった場合には、低階段の住宅への住みかえを承認しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） それでは、今、公営住宅のストック総合活用計画、これは前期、後期、分かれております。2007年から2016年、10年計画と。前期は2007年から2011年、5年間。後期が2012年から2016年、この5年間で後期と。今、言われるのは壇上でも申しましたけれども、要するに既設の市営住宅へのバリアフリー化については高齢化社会を迎える、また、こういった施設の老朽化等を背景にしてバリアフリー化をしていくというか、前向きな防府市公営住宅ストック総合活用計画の中では、そうしたバリアフリー化、バリアフリー化というものはたくさん文字として出てきますよね。部長さんも目を通されたと思います。

しかし、今、このバリアフリー化がされている住宅は、建替えに合わせてのみバリアフリー化をやっていると。要するに今まで建てたエレベーターのついていない既設の市営住宅については、バリアフリー化の整備が1個も要するに手をつけておられないという実態があるわけであります。

大方、中でその前期、後期の中間のところで見直しをされると思います。先ほど御答弁ありましたけれど、後期の計画の中にバリアフリー化を入れていきたいというお考えを示されたわけでありますが、エレベーターについてはちょっと待ったということではなかるうかと思えますけれど、そこでこういった計画の大きな見直しというのは、今、前期、後期に分けておられますが、どこの時点でそういった計画を盛り込み、対処されるのか、その点についてお伺いしたいと思えます。

副議長（原田 洋介君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 現在、ストック計画が先ほども議員のほうで申されましたように、2011年が前期計画の最終年度、2016年度までが後期計画という

ふうに位置づけております。当然ながら、2012年からの後期計画に入るまでには、この全体計画の見直しを行っていくというように考えております。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） 西浦県営住宅が、これ建設時期は昭和59年から平成元年にかけてできたもので、一昨年、エレベーターまた室内のバリアフリー化をされたということで、このことについてお伺いしたときには、バリアフリー化とエレベーターというのは一体なんだと。そういう角度でこの中ずっと見ておりましたら、整備水準の目標というところの基本方針の中で、高齢者対応整備水準という一覧表があります。その一覧表の中に、適用する住宅の位置ということで、高齢者世帯用と一般世帯用という2種類の欄があるんですが、この高齢者世帯用のところにこの適用する住宅の位置、要するに高齢者をどこの部分に配置したらいいのかということ、ここにうとうちよるわけですよ。適用する住宅の位置。要するに何階にしたらいいのか。そこには、1階、2階と示されとるんですよ。これは既存建物のこと言ってるんですよ。それともう1個は、エレベーターの停止階と、その上、その下、上下階と、こういうふうに示しておられるわけでありまして。エレベーター部分が出てくるのはここだけあります。

私は、エレベーターとバリアフリー化というのは一体化が望ましいと考えておるわけがあります。例えば、西浦の県住が建設された時期が昭和59年から平成元年ということで、市営住宅でそこに近いところを見ますと、新前町の市営住宅の建設時期が、建物からすると重なってくるんですよ。これは、昭和57年から59年に新前町市営住宅が建設しておられます。こういったところを、少し検討されてもいいのではないかなというふうに考えております。

これは提案でありますんで、答弁、要りません。エレベーター、県に問い合わせをされたら、西浦県住では1基が1,000万円というふうに申されましたが、このエレベーターの設置については、国の補助があると思うんですが、その辺のしくみというのはどうなっているのでしょうか。

副議長（原田 洋介君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） このエレベーター設置に当たりましての補助金はどうであろうかという御質問でございますが、県の見解といたしましては、地域交付金制度法にのっとって、エレベーターも可能ではなかろうかというようには回答をもらっておりますが、バリアフリー化という観点からすれば、エレベーター設置と各住戸内の改善、セットではなかろうかというような指導は受けております。

以上でございます。

副議長（原田 洋介君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） これ国土交通省、これは平成10年から公営住宅ストック総合改善事業として補助制度を設けております。エレベーターの設置されていない5階建て公営住宅に、エレベーターを設置する事業を推進しております。対象となるのは原則として、要するにストック総合計画の中にあれば、これに基づいて行う改善事業、要するに、そういった対象であるならば、補助が2分の1つくというんですよね。1,000万円であれば、その2分の1は補助の対象になると、簡単に言えばそういうことではないかなと思います。バリアフリー化については、そこまで私、調べておりませんけれども、そうした要綱もあるんじゃないかなというんで、また調べてみていただけたらと思います。

そういうことで、できるものならこのバリアフリー化というものは、部屋の中とエレベーターをセットにしながら、後期の中の計画の中に盛り込むのがいいのではないかなというように思いますので、検討いただきたいと思います。

以上です。

副議長（原田 洋介君） それでは、福祉行政について、健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 福祉行政についてお答えいたします。

介護保険制度に関連する施設待機者の状況につきまして、本年度が次期3カ年の介護保険事業計画策定の年であり、その参考とさせていただくために、先般、介護保険施設等入所申請待機者調査を行いましたので、その調査結果に基づき御説明いたします。

調査によりますと、在宅及び医療機関に入院中の方で、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームに入所申請されておられる方は274人となっております。この内訳といたしまして、要介護4と5の方が111人、要介護1から3の方が148人、要支援等の方が15人となっております。

今、申し上げました以外に、既に介護老人保健施設やグループホーム等に入所されながら、特別養護老人ホームに入所を申請されておられる方が377人いらっしゃいますから、合計で651人となります。

次に、介護老人保健施設への入所申請でございますが、特別養護老人ホームと同じようにさまざまな状態で待機されておられる方が合計では67人となります。介護療養型医療施設への入所申請につきましても、同じように合計では3人となります。

このように、調査結果を見ますと、在宅及び医療機関に入院中の介護3施設への入所希望の方は、全部で325人でございます。中でも、特別養護老人ホームへの入所申請が84.3%と、非常に高い割合となっております。

次に、これら多数の施設待機者に対する対策をどうするのかということでございますが、冒頭申し上げましたように、本年度が次期介護保険事業計画策定の年でございますので、施設待機者調査の結果を十分に考慮するとともに、高齢者アンケート、国・県の指導基準、事業者の意向等々を勘案した原案をとりまとめ、高齢者保健福祉推進会議で御協議をいただき、次期介護保険事業計画に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、地域密着型サービスについての現状と今後の方向についてお答えいたします。

地域密着型サービスは6種類ありますが、防府市では4種類のサービスが提供されています。小規模多機能型居宅介護事業所は8カ所の設置を計画しておりましたが、現在5カ所で、定員規模では125人となっております。認知症対応型共同生活介護事業所、つまりグループホームが9カ所で108人、認知症対応型通所介護事業所が2カ所で24人、また、地域密着型介護老人福祉施設、つまり定員29人以下の特別養護老人ホームが1カ所で20人となっております。

地域密着型サービスの今後の方向につきましては、在宅での生活を支える重要なサービスであることから、次期介護保険事業計画策定の中でさらなる充実を目指して、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

副議長（原田 洋介君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） 現在の待機者、特養の待機者が274人おられる。その中身、1から5の方の人数を、今、御説明ありましたけれども、どちらにしる待機者が344名プラス施設で特養の待機者の方が274名、それと今、老健施設、グループホーム等の待機者を合わせますと651人というふうに数字を言われまして、650人の方が、今、何らかの形で在宅なり施設なりで、今、待機をしておられるということであります。

実際には、先にこれ聞きますけれども、例えば、要介護認定3の方で特養を希望して最長でどのぐらい、今、年数としてなっておられるのか、まずこの点について先にお伺いしたいと思います。

副議長（原田 洋介君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 今、御質問で要介護認定3の方というふうに言われましたけれども、まず現状を申し上げますと、今、要介護4、5の在宅者でございまして平均で530日程度になります。それで現状、今の入所判定委員会というのを各施設で持っておられますので、実際、介護の必要な方を優先的に入れるといいですか、先に入れるという状況がありますので、どうしても3よりは4、5のほうが介護の必要度が高い、いわゆる入所の必要度が高いというふうに判定になると思いますので、なかなか3までに行く

のは時間がかかろうかというふうに思います。

副議長（原田 洋介君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） 私も最近ですが、6月、7月ごろに要介護認定、3を受けられた方から、立て続けにこういった御相談を受けました。やはり認定3というのが大変だと思います。在宅で介護しておられる娘さんなり、ある世帯は介護休業というんですかね、介護休暇をとってお母さんを見てみると、認定3だと。いつまで休暇をとっていいのかわからない。片やお嫁さんですけれども、おじいちゃんを見ている。本当、投げ出して実家に帰りたいぐらい大変なんだと、要介護認定3。そして、施設入所を特養をお願いするんだけど、3年も待っているという話なんですよ。

今、部長が申されましたように、今、各施設単位で、判定委員会で5、4、重度を優先で、先に入られる。ですから、3という方がなかなか特養まで、なかなか厳しい条件にあるわけでありまして。その間、いわば在宅で見ておられる、こういう実態があるわけでありまして。

4、5の方で平均で530日ということは、2年弱、2年にはいかないけれどもということであろうかと思いますが、やはり認定3、4、5の人も、今、どんどん増えています。幅が広がっています。こういった施設は、どうしても限りがあります。ですから、この待機している、要するに日数も、特に3の方は何年たっても、自分の御家族の思いになかなか合った対応ができていないという、こういう実態があるろうかと思えます。

そうした状況を直接、現場の声として、部長さん、どうです、そういった方々の、現場に行かれて、声を拝聴されたことがありますか。

副議長（原田 洋介君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 私、4月からですが、お話は聞いております。

副議長（原田 洋介君） 22番、山下議員。

22番（山下 和明君） 要するに、そういった担当者の方から現場の声を聞くのではなくて、やっぱり率先垂範で現場に行って、直接こういった大変な状態の中で在宅介護していらっしゃるのかというところを、実感していただきたいなあとというふうに思います。そうでないと次の手がなかなか打てないんじゃないかなと思いますので、よろしくその点についてお願いしたいと思います。

地域密着型サービスについてですけれども、こういった施設というのは、規模は小さいんですけれども、通いがあり、泊まりがあり、訪問サービスというかね、組み合わせたサービスで多機能に富んでいる事業なわけでありまして、今、小規模多機能なんかは、8カ所を目指したけれども、現在5カ所だということで、こういった地域密着型サービスは6

種類あるんだけど、防府市は、今、４種類しかやっていないということであります。

私がなぜこういったことを言うかということ、そういった待機者の方が、要するに、だんだん、だんだん、やっぱり施設というのは限りがありますので、待機者が増えてくるわけですね。そうした方々への対応として、やっぱり住みなれた地域で、顔の見えるところで、いわば介護を受けるというか、サービスを受ける、こういう仕組みを、要するにそうした方々が選択しやすい、またそうしたものがたくさんあるというようなものを地域に、底辺に広げていかないと、これからは対応が厳しいなど。

そういう意味で、先ほど部長、申されましたけれども、来年が介護保険の、この制度の見直しがある、今、そのための事業計画策定中だというようなお話もされておりましたので、そういったところのバランスをくみ取っていただいて、手を打っていただきたいと思えます。

私は介護施設を、どんどん、どんどんつくれと言っているんじゃないんですよ。これつくれば、当然介護保険料にはね返ってくるわけでありまして。しかし、どこかでバランスをとらないと大変なのかなというふうに感じております。

そういった意味で、先ほどから申しましたけれども、住みなれた地域で、待機者の方が選択の幅が広がった施策が必要であろうかと思えますので、こういったバランスを考えながら、手を打っていただきたいことを要望して終わりたいと思えます。

以上です。

副議長（原田 洋介君） 以上で、２２番、山下議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は、９月２４日午前１０時から開催いたします。その間、水道事業決算特別委員会及び各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いを申し上げます。

午後２時５６分 散会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２０年９月１０日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 原 田 洋 介

防府市議会 議員 伊 藤 央

防府市議会 議員 藤 野 文 彦

